

奄美群島国立公園

奄美大島地域及び徳之島地域管理運営計画書

目 次

I. 管理運営計画の作成の経緯	03
(1) 奄美群島国立公園の概要	03
(2) 管理運営計画の作成の経緯	03
II. 管理運営計画区の概況	05
(1) 管理運営計画区の設定	05
(2) 各管理運営計画区の概況	06
(ア) 奄美大島管理運営計画区	06
(イ) 徳之島管理運営計画区	15
III. ビジョン	21
IV. 管理運営方針	22
(1) 管理運営計画区の現状の課題	22
(2) 管理運営方針	23
V. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	26
(1) 保全すべき風致景観及び自然環境	26
(ア) 景観区分と保全すべき風致景観等	26
(イ) 景観区分毎の保全方針	26
(2) 保全のための各種取組、指導事項及び遵守事項	30
(ア) 保護管理が必要な動植物への対策	30
(イ) 駆除又は侵入防止が必要な外来生物への対策	30
(ウ) 島の生態系を持続的管理するためのモニタリング	31
VI. 適正な公園利用の推進に関する事項	32
(1) 利用特性を踏まえた利用方針	32
(ア) 景観区分毎の利用方針	32
(2) 利用のための各種取組、指導事項及び遵守事項	37
(ア) 利用マナーの向上	37
(イ) 利用者・住民・関係者への周知	37

(ウ) 利用適正化に向けた取組.....	38
(エ) エコツーリズムの推進.....	38
(オ) 環境文化の継承に向けた集落との連携促進.....	39
VII. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項.....	40
(1) 許可、届出等取扱方針.....	40
(2) 公園事業取扱方針.....	48
VIII. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項.....	51
(1) 国立公園に関する協議会等.....	51
(2) 世界自然遺産の管理との連携体制.....	51
(3) 国立公園関係者との連携体制.....	52
IX. その他及び参考事項.....	53
(1) 奄美群島国立公園における手続きの流れ.....	53
(2) 保護管理が必要な動植物種リスト.....	54
(3) 管理運営計画策定検討会参加者名簿.....	57

I. 管理運営計画の作成の経緯

(1) 奄美群島国立公園の概要

奄美群島は、奄美大島（加計呂麻島、請島、与路島を含む。以下同じ。）、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島という5つの有人島と周辺の小規模島嶼群で構成され、奄美大島から与論島までの距離は約200kmに及びます。この5島からなる奄美群島国立公園は、昭和49年に指定された奄美群島国定公園の区域を大幅に拡張し、平成29年3月7日に我が国で34番目の国立公園として指定されました。

奄美群島国立公園は、各島それぞれに独特の特徴的な地形や動植物相を有しています。奄美大島や徳之島は「高島」と呼ばれ花崗岩が押し上げられて形成された山地で、山地が海岸線まで迫り切り立った海食崖が多く平地が少なく、内陸部には、スダジイを優占種とする国内最大規模の亜熱帯照葉樹林が広がり、アマミノクロウサギをはじめとした固有で希少な野生動植物が生息・生育していることが大きな特徴です。希少性の高い固有の溪流植物や着生植物などが生育する溪流植生、マングローブ林、海浜植生など多様な植生を有しています。また、海岸線は変化に富んでおり、奄美大島ではリアス海岸を見ることができます。

一方、喜界島、沖永良部島、与論島は「低島」と呼ばれ、低く平らで隆起サンゴ礁（琉球石灰岩）の台地からなり、海岸線は出入りが少なく、段丘地形が発達しています。特に沖永良部島は、鍾乳洞、ドリーネなどのカルスト地形が顕著です。植生は、アコウ、ガジュマル、ハマイヌビワ、ホルトノキ、アカテツ、クスノハガシワ、タブノキなどで構成される常緑広葉樹林が発達しています。

さらに、奄美群島のこのような自然環境は、地域の人々が長年にわたって森や海を、利用しながら育み残してきたものであると考えることができ、人と自然の関わりの中で生まれた地域の文化や生活風景も、重要な景観要素の一つと評価されています。

本国立公園は「生命にぎわう亜熱帯のシマ～森と海と島人の暮らし～」をテーマとしており、その特徴を踏まえ、国立公園の保護管理は、多様な生態系について科学的データに基づいた順応的管理を行う「生態系管理」、人と自然の関わりの中で形成された風景や風土を国立公園の価値として位置づけ将来に守りつないでいく「環境文化」という従来の国立公園にない新しい考え方に基づいています。これらの考え方のもと、地域とともに作り、地域にも貢献する国立公園を目指しています。

(2) 管理運営計画作成の経緯

奄美群島国立公園のうち、奄美大島、徳之島の2島は「高島」にあたり、本国立公園の中でも主要部分を成し、公園区域面積（陸域）は両島で40,452haと奄美群島国立公園全体の96%を占めています。また、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産（以下、世界自然遺産という）」の推薦地にもなっていることから、今般、他の3島（喜

界島、沖永良部島、与論島)に先行して、この2島を対象に管理運営計画を作成することとしました。

本管理運営計画は、奄美大島及び徳之島の関係行政機関・団体、有識者の参画により、管理運営計画検討会を設置し、平成30年10月から平成31年4月にかけて3回の検討を経て作成しました。地域住民や関係者との協働による管理運営の取組を進めるため、ビジョンや管理方針等の作成にあたっては、関係行政機関へのヒアリング及び地域住民等との意見交換会(平成30年2月～3月と平成31年2月)を実施し、これらの意見を反映しました。

本管理運営計画は、先行して策定されている世界自然遺産推薦地包括管理計画及び奄美大島・徳之島地域別行動計画(平成28年12月策定、平成30年12月に改定)、さらに世界自然遺産登録に向けた様々な取組をとりまとめた鹿児島県による「奄美群島持続的観光マスタープラン」、「公共事業における環境配慮指針」等の関連計画との整合を図りながら作成しています。

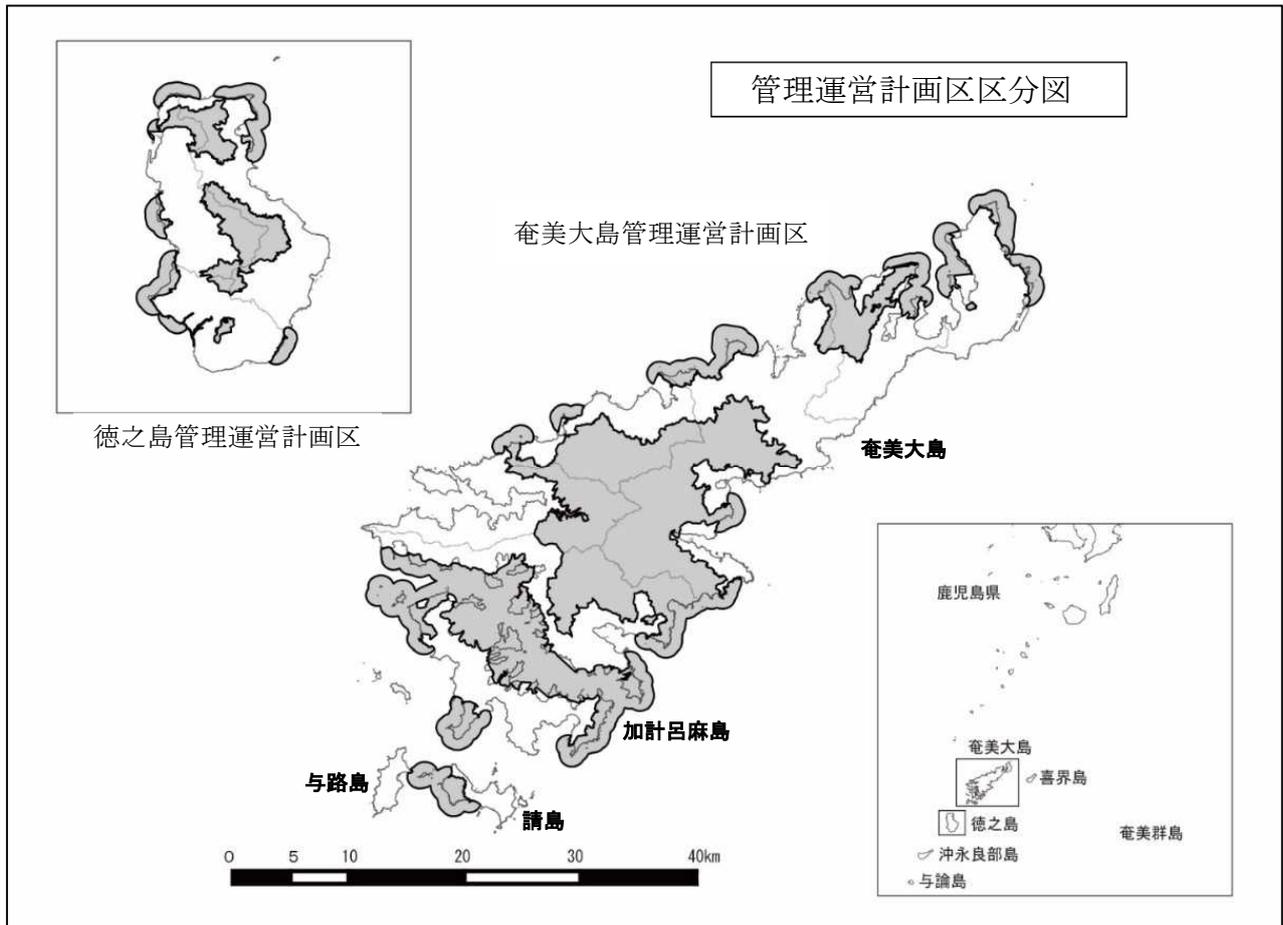
また、管理運営計画区については、奄美大島、徳之島をそれぞれ独立して設定しているものの、「ビジョン」及び「管理運営方針」については、共通のものとして作成することとしました。

Ⅱ. 管理運営計画区の概況

(1) 管理運営計画区の設定

奄美大島、徳之島の2島は、島の成り立ち、地形、動植物相等において多くの共通性がある一方で、地理的に独立しており、各島が独自の産業・歴史・文化を持ち、土地の利用形態も異なります。

このことを踏まえ、「奄美大島管理運営計画区」、「徳之島管理運営計画区」の2つの計画区を設定します。



(2) 各管理運営計画区の概況

(ア) 奄美大島管理運営計画区

1) 自然景観及び自然環境

奄美大島は、アマミノクロウサギなど固有で希少な動植物が数多く生息・生育している地域であり、世界自然遺産登録へ向けた取組が行われています。

奄美大島は、島の面積の 80 パーセント以上がスダジイを優占種とした亜熱帯照葉樹林で、その規模は国内最大規模を誇ります。その森林の多くは昭和 30 年代以降に伐採された二次林ですが、近年は大規模な森林伐採が行われなくなったため、森林は回復しつつあります。この亜熱帯照葉樹林は、哺乳類ではアマミノクロウサギ、アマミトゲネズミ、ケナガネズミなど、鳥類ではルリカケス、アマミヤマシギ、オーストンオオアカゲラやオオトラツグミなど、両生類ではオットンガエル、アマミイシカワガエルなど、植物ではアマミスミレ、フジノカンアオイなど固有で希少な動植物が多く生息・生育しており、生物多様性の保全上、重要な地域です。特に金作原から湯湾岳にかけての山地、中部山地の神屋から南部山地の鳥ヶ峰、烏帽子岳の限られた地域に比較的高齢のまとまった森林があり、固有で希少な動植物の生息・生育地として極めて重要で、保全すべき地域です。

入り江となった河口の泥湿地には、メヒルギを主とするマングローブ群落が発達し、泥質干潟にはシオマネキなど甲殻類、ナマコ類、貝類などや冬場の渡りで渡来するシギ・チドリなどの渡り鳥の姿を見ることができます。住用川河口のマングローブ林は国内では西表島に次ぐ 2 番目の規模を誇ります。役勝川、住用川及び川内川に生息するリュウキュウアユの野生個体群は、沖縄（沖縄本島西海岸に注ぐ 11 河川）では絶滅しており、奄美大島で唯一見られることから、生息地の保全が必要です。

海域は、海岸部のサンゴ礁（裾礁）が発達しており、まとまった規模の礁を形成するサンゴ群集としてはほぼ世界の北限に位置しています。また、海岸の砂浜の多くはアカウミガメやアオウミガメの産卵場として利用されています。

2) 環境文化

奄美大島では、人の生活圏と森林や海が近接し、人々は自然と密接にかかわりを持ち生活してきました。各シマ（集落）には、この痕跡を見ることができ、現在の暮らしや風習の中にも、古から続く自然とのかかわりを見ることができます。これらの、人と自然の関わりの中で形成された風景や風土を、本管理運営計画では「環境文化」と呼ぶことにします。

集落周辺には神の降り立つ山（神山）や、集落を訪れる海の神が立ち寄る小島（立神（たちがみ）と言われる）、山（森）、島（岩礁）が見られ、多くの集落内には神の通る道や祭祀を行う場があり、これらを中心とした集落構造が今も残されています。また、人々が台風など自然の脅威と折り合いをつけて暮らしてきた名残と言える家屋周辺のサンゴ石垣、ガジュマルなどの樹林にも、島内各地で出会うことができます。

集落に面したリーフや河川では、日常的に魚類、貝類、藻類、エビ・カニ類などを採集

する風景を見ることができます。また、山中にはかつての生活で利用されていた古道や、耕作地跡、炭窯跡などを見ることができ、島の人々のくらしと自然とのかかわりを想起させてくれます。

3) 利用の概況

奄美大島への入込客数は、平成 30 年度は 529,587 人（住民の移動、業務その他の目的を含む）で、群島全体の入込客数の 60%を占めます。観光形態は、大型バスによる団体周遊のほか、レンタカーによる個人周遊も増えています。

主たる利用形態は以下のとおりです。（ ）内は代表的な活動場所を示します。

登山（湯湾岳）、海水浴（北部海岸等）、カヌー・カヤック（住用マングローブ、大島海峡）、森林内探勝（金作原）、野生動物観察（森林内道路）、景観探勝（大島海峡、笠利湾）、人文研究（秋名・幾里集落等）、ドライブ（各所）、海中遊覧（大島海峡）、ダイビング（笠利湾、大島海峡等）

4) 社会経済的背景

奄美大島の人口は 61,256 人（平成 27 年度国勢調査）で、群島全体の 56%を占めますが、昭和 30 年以降減少し、昭和 55 年にわずかに増加した後、昭和 60 年からは再び減少を続けています（平成 30 年度奄美群島の概況）。産業別就業者数の割合では、第 3 次産業の割合（79.1%）が第 1 次産業（5.5%）、第 2 次産業（14.7%）を大きく上回ります。第 1 次産業ではサトウキビなどの農業が中心ですが、パルプ・チップ、一般用材等のための林業が行われており、水産業では、カツオ、マグロ、ソデイカ等が水揚げされるほか、クロマグロ、カンパチ、クルマエビ、真珠やもずく等の養殖業も盛んです。

5) 景観区分毎の主要な景観

地域の景観特性を<山地景観>、<マングローブ林>、<海岸景観>、<シマ（集落）景観>の 4 タイプに分けて把握することとし、下表のように景観タイプごとにエリアの細区分を行った上で、それぞれの主要な景観、利用形態、計画されている公園事業、主要展望地を整理しました。

<山地景観>

1) 長雲峠と奄美大島北部山地	
主要な景観や利用形態	・標高は 300 メートルに満たないが、奄美大島中南部とは離れているにもかかわらず動物種は共通しており、奄美大島北部におけるアマミノクロウサギ、ルリカケスやアマミイシカワガエル等の固有で希少な動植物の生息・生育地として重要である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・龍郷町により奄美自然観察の森が整備され、自然観察や風景探勝の利用拠点となっている。
公園事業	【園地】 ：長雲峠、 【博物展示施設】 ：長雲峠 【道路】 ：奄美自然観察の森線（車道）
主要展望地	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美自然観察の森
2) 金作原と大川、川内川、金久田川上流部	
主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・スダジイ等を主とする樹齢80年生以上の高齢照葉樹林がまとまって存在し、アマミノクロウサギやケナガネズミ等の固有で希少な動植物の生息・生育地となっている。 ・「金作原」は自然探勝による利用者が訪れる利用拠点となっている。
公園事業	【園地】 ：金作原、 【道路】 ：金作原線（車道）、金作原線（歩道）
主要展望地	—
3) 大島中部山地（住用川、川内川上中流部及び河内川上流部）	
主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・スダジイ等を主とする樹齢80年生以上の高齢照葉樹林がまとまって存在し、山岳溪流と併せて原始的な森林景観を有するとともに、アマミノクロウサギやケナガネズミ等の固有で希少な動植物の生息・生育地となっている。 ・住用川上中流部では、希少性の高い固有の溪流植物や着生植物などが多く見られる。 ・川内川の上流部にあるフナンギョの滝は、自然探勝に利用されている。滝へと向かう川沿いの歩道が奄美トレイルに設定されており、奄美市により管理されている。
公園事業	【道路】 ：湯湾新村線（車道）
主要展望地	フナンギョの滝
4) 湯湾岳とその山麓部	
主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・湯湾岳山頂付近には樹齢100年生以上の高齢照葉樹林と風衝低木林があり、一年を通じて豊富な降水量と日射量が限られた空中湿度の高い雲霧帯となっており、奄美大島の中でも植物や昆虫などで固有種が多く生息・生育している。 ・湯湾岳には山岳信仰の祠がある。 ・湯湾岳は登山の対象でもあり、大和村側の歩道には木階段等が整備されている。

	<ul style="list-style-type: none"> 湯湾岳の麓には、焼内湾等を眺望対象とした展望や湯湾岳登山口のある湯湾岳園地が宇検村により整備されている。また、湯湾岳園地から麓よりの村道には、奄美トレイルが設定されている。
公園事業	【園地】：湯湾岳、【道路】：大棚湯湾線（車道）、湯湾新村線（車道）、湯湾岳登山線（歩道）
主要展望地	湯湾岳展望台、赤土山展望台
5) 大島南部山地（鳥ヶ峰、金川岳一帯）	
主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> 樹齢 60～80 年生以上の比較的高齢な照葉樹林がまとまって存在し、アマミノクロウサギやケナガネズミ等の固有で希少な動植物の生息・生育地となっている。
公園事業	—
主要展望地	—
6) 大島南部山地（役勝川上流部及び油井岳一帯）	
主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> 樹齢 60～80 年生以上の比較的高齢な照葉樹林がまとまって存在し、アマミノクロウサギやケナガネズミ等の固有で希少な動植物の生息・生育地となっている。 油井岳と高知山には、大島海峡や加計呂麻島等を眺望対象とした園地が瀬戸内町により整備されている。
公園事業	【園地】：油井岳、高知山、【道路】：朝戸網野子線（車道）、篠川下福線（車道）、油井岳高知山線（車道）
主要展望地	油井岳展望台、高知山展望台
7) 松長山～和瀬	
主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> 若齢照葉樹林を主とする二次林であり、局地的にオキナワウラジロガシ林も見られる。 一部に樹齢 60～80 年生以上の比較的高齢な照葉樹林がまとまって存在し、アマミノクロウサギやケナガネズミ等の固有で希少な動植物の生息・生育地となっている。
公園事業	【道路】：朝戸網野子線（車道）
主要展望地	—
8) 三太郎峠・滝ノ鼻山周辺	
主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> 比較的高齢の照葉樹林と若齢照葉樹林が混在し、海岸付近には海岸林が見られる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・アマミノクロウサギやケナガネズミ等の固有で希少な動物の生息地となっており、三太郎峠周辺では、夜間に林道等を通行し動物観察等をする利用が行われている。 ・三太郎峠には、古道を活用して奄美トレイルが設定されており、奄美市により管理されている。
公園事業	【道路】：朝戸網野子線（車道）
主要展望地	—
9) 小川岳～福元周辺	
主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・住用川の源流部に位置し、照葉樹二次林であるが、アマミイシカワガエルやアマミノクロウサギ等の固有で希少な動植物が見られ、原生的な森林も局地的に残されている。 ・かつて開拓集落があった地域で農地も残されている。 ・福元には、キャンプや自然散策ができるフォレストポリスが大和村により整備されており、自然散策等の利用拠点となっている。マテリアの滝周辺には、展望や散策のための歩道が整備されている。
公園事業	【園地】：福元北、福元、【野営場】：福元、【道路】：福元線（車道）
主要展望地	フォレストポリス
10) 役勝川流域	
主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・役勝川下流から中流にかけては、兩岸にまたがって存在する樹齢 50～80 年生程度の比較的高齢な照葉樹林がまとまって存在し、アマミノクロウサギやケナガネズミ等の固有で希少な動植物の生息・生育地となっている。 ・中下流部は、リュウキュウアユの生息河川として重要である。
公園事業	【道路】：朝戸網野子線（車道）、湯湾新村線（車道）
主要展望地	—

<マングローブ林>

11) 住用川下流域及びマングローブ群落	
主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・住用川及び役勝川の河口に発達したメヒルギを主とするマングローブ群落が発達し、当該公園のなかでも特異な景観を有する。 ・汽水性ハゼ亜目魚類が豊富で極めて豊かな魚類相となっており、リュウキュウアユ仔稚魚の生息環境としても重要である。

	<ul style="list-style-type: none"> 奄美市により整備された黒潮の森マングローブパークは、マングローブ林内をカヌーで利用する等の公園利用者の重要な利用拠点施設となっている。 マングローブ群落周辺の国道及び県道には、奄美トレイルが設定されている。
公園事業	【集団施設地区（園地、駐車所、博物展示施設）】：住用
主要展望地	黒潮の森マングローブパーク

<海岸景観>

12) 笠利半島東海岸	
主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> 笠利崎から大瀬海岸まで続く砂浜を主とした海岸で、裾礁が連続し海水浴客等が訪れる。 あやまる岬は、笠利半島東海岸を一望できる休憩所や展望施設等が整備され、風景探勝の利用が多い。 大瀬海岸は、干潮になると礁原が広がることから渡り鳥の中継地となっており、野鳥の観察に適している。 笠利半島東海岸一帯は、ウミガメの産卵地としても重要である。
公園事業	【園地】：あやまる岬、土盛海岸、大瀬海岸、【宿舎】：土盛海岸 【道路】：笠利崎線（車道）
主要展望地	・笠利崎、あやまる岬、土盛海岸、大瀬海岸
13) 笠利湾	
主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> 奄美自然観察の森からの展望対象となっている海岸部と手花部干潟で形成される。 手花部干潟は、河口域の干潟や小規模ながらマングローブ群落があり、汽水性の希少貝類が多く、シオマネキ類も複数種が見られ、干潟の生物観察に適した場所である。
公園事業	【園地】：蒲生崎、【水泳場】：崎原海岸
主要展望地	・蒲生崎、崎原海岸
14) 西部海岸地域（大浜、宮古崎、ヒエン浜、今里）	
主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> 大浜は、名瀬市街地から比較的近く、海水浴場として多くの利用者がある。奄美市が整備している海洋展示館、キャンプ場等も整備されており、利用拠点となっている。

	<ul style="list-style-type: none"> 宮古崎は、ササ原やタイワンヤマツツジが特徴となっているほか、海岸断崖植生も見られる。大和村により遊歩道や展望台、トイレ等が整備されている。 ヒエン浜は、広大な礁湖と海浜植生が特徴的である。 今里集落西側にそびえる海岸二次林で覆われた雄大な断崖と、集落沖合の岩礁（立神）が特徴的である。
公園事業	【園地】 ：大浜、 【野営場】 ：大浜、 【博物展示施設】 ：大浜 【道路】 ：大浜海浜公園線（車道）、宮古崎線（歩道）
主要展望地	大浜、宮古崎、ヒエン浜、今里
15) 大島海峡及び周辺島嶼	
主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> 大島海峡を挟んで奄美大島本島と加計呂麻島、周辺島嶼にまたがる地区で、リアス海岸景観が特徴となっている。 加計呂麻島の風崎は、請島水道に大きく突き出した半島景観が特徴となっている。アマミヤマシギ等の固有で希少な動植物の生息・生育地ともなっている。 ハミヤ島は、与路島の東海上に浮かぶ無人島で、アナドリ及びオオミズナギドリの繁殖地である。 請島大山は、比較的高齢の照葉樹林を主とする地区であり、希少な昆虫類やウケユリ等の固有で希少な動植物の生息・生育地として重要である。
公園事業	【園地】 ：ホノホシ海岸、安脚場、待網崎、 【宿舎】 ：ヤドリ浜 【水泳場】 ：ヤドリ浜
主要展望地	油井岳、高知山、ヤドリ浜、ホノホシ海岸、安脚場、待網崎、実久海岸

<シマ（集落）景観>

北部集落	
主要な景観や利用形態	<p>a 安木屋場</p> <p>集落の後背には海の守護神としての観念の強い神山があり、平家伝説とともに人々の信仰の場となっている。</p> <p>かつて食糧難の時の貴重な食料となったソテツの群落や、芭蕉布（バシヤギン）と呼ばれる衣服の原料となったイトバシヨウ群落が広がる地域である。</p>

<p>主要な景観や利用形態</p>	<p>b 秋名・幾里</p> <p>集落には大面積の田袋が広がり、稲作文化が色濃く残っている。「アラセツ」の祭り日に行われる「ショチョガマ」と「平瀬マンカイ」という五穀豊穰を祈願する伝統行事が継承されている（国の重要無形民俗文化財）。その他にも「琉球石垣」、「刀鍛冶跡」、「奉安殿」などの歴史的文化的景観の広がる地域である。</p>
<p>世界自然遺産推薦地周辺にある集落</p>	
<p>主要な景観や利用形態</p>	<p>c 西仲間</p> <p>住用川左岸に位置する。豊年祭等の伝統行事は、神山の麓に位置するミヤで行われる。神道やキョンコ（川）もあり、集落の人々にとって神聖な場所が多く残されている。旧暦九月九日には現在、奄美大島で唯一のモクズガニ漁の入札が行われている。</p> <p>d 石原</p> <p>住用川の左岸に位置し、日本で2番目の規模を誇るマングローブ群落に隣接する集落である。イシャダラホ（石原太郎）と呼ばれる怪力の豪傑伝説やユシハラブギンシャ（吉原分限者）と呼ばれる豪農伝説が残っている。</p> <p>e 下役勝</p> <p>絶滅危惧種であるリュウキュウアユが生息する役勝川の最下流部に位置する。かつては水力製材所が2か所に所在しており、沖縄のマーラン船や喜界島の発動機船が、木材を積み込む場所でもあった。</p> <p>f 中役勝</p> <p>役勝川の中流部に位置する。かつては西仲間小学校の役勝分校場が所在していた。水力製材所も1か所に所在しており、ここで加工された木材は、板付舟で集積場のある住用町山間まで運ばれた。</p> <p>g 上役勝</p> <p>役勝川の上流にあたる旧県道沿いには、年間を通して自然観察やウォーキングが楽しめる役勝エコロードが所在する。林業が栄えていた大正時代には、山仕事や製材等の林業従事者の出稼人が多く訪れ、ハナヌヤンガチ（花の役勝）といわれていた。</p>
<p>主要な景観や利用形態</p>	<p>h 嘉徳</p>

	<p>旧国道 58 号線沿いから山間の道を抜けた先にある。太平洋に面する海岸は段丘も発達しており、その砂量は奄美大島屈指である。静かな集落だが、かつて「アハウシャンムィ」という赤牛が付近を通る人々を襲って食べたという伝説もある。</p>
加計呂麻島の集落	
<p>主要な景観や 利用形態</p>	<p>i 実久 加計呂麻島の北西端に位置する。ノロ祭祀の聖地である神山を背に、源為朝の子・実久三次郎を祀る神社が鎮座している。境内には三次郎が投げたと伝わる指跡のついた大きな石がある。旧暦九月九日の豊年祭では棒踊りが披露される。</p> <p>j 知之浦 波穏やかな大島海峡のほぼ中央に面し、周辺は真珠養殖の適地となっている。陸路では加計呂麻島の半島部の端で遠くても、一旦、沖に出れば商業地・古仁屋とも近く、奄美大島の伝統舟イタツケは長らく生活の足であった。</p> <p>k スリ浜 加計呂麻島の諸集落地内にある浜である。同島の大島海峡沿いの浜辺が山砂混じりの風情であるなか、白い砂が比較的が多い。江戸時代末期の地図によると、かつて付近はサトウキビ畑が広がっていたようである。</p> <p>l 安脚場 加計呂麻島の大島海峡東口に位置する。海岸の浅瀬には、干潮時に逃げ遅れたキビナゴ（方言名でヤシ）などの魚をとらえる「カキ（魚垣）」とよぶ石積みの囲いがあり、今も潮がよく引いたときだけみることができる。</p> <p>m 徳浜 加計呂麻島の東端に位置する。外洋に面した環礁は貝類も豊富で、旧暦三月三日など潮干がりに訪れる人も多い。ささやかに祈りが手向けられている小さな神社の後ろから浜に下りる道は「カミミチ」とされる。</p>

<海城公園>

16-1) 笠利半島東海岸	
主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・用集落の地先海域の礁池内及び礁斜面で、礁斜面ではミドリイシ属が優占しているが、アオサンゴなども見られ種数も多い。潮流が早く土砂流出等内陸からの影響は受けにくい。
16-2) 摺子崎	
主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・摺子崎の地先海域の礁池内及び礁斜面で、ミドリイシ属が優占している。礁池内ではマイクロアトールを形成するハマサンゴやハナガササンゴの小群体等を見ることができる。
16-3) 大島海峡	
主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・(1号) 潮通しが良く外洋性のサンゴの生息が見られる。 ・(2号) 潮通しが良く外洋性のサンゴの生息が見られる。 ・(3号) 大島海峡の内部に位置し、外洋性と内湾性のサンゴが見られる。塊状及び枝状ハマサンゴ群落やハマシコロサンゴ群落、ミドリイシ属のほか、ナンヨウキサンゴやリュウキュウイソバナなどが良好な状態で残されている。

(イ) 徳之島管理運営計画区

1) 自然景観及び自然環境

徳之島は、奄美大島と同様にアマミノクロウサギなど固有で希少な動植物が数多く生息・生育している地域で、世界自然遺産登録へ向けた取組が行われています。

徳之島の中部から北部に広がる山地は、スタジイを優占種とした亜熱帯照葉樹林で、北部の天城岳から三方通岳にかかる山地、島の中南部の井之川岳から丹発山、剥岳、犬田布岳にかかる山地にわけられます。その森林の多くは過去に伐採された二次林ですが、三京など限られた地域では、比較的人手が加わっていない森林をみることができます。これらの山地にある亜熱帯照葉樹林には、アマミノクロウサギや、徳之島のみで生息するオビトカゲモドキやトクノシマトゲネズミなど固有で希少な動物が生息し、植物はトクノシマエビネなど固有種が多く生育しており、生物多様性の保全上重要な地域です。

海岸には、犬の門蓋や犬田布岬の海食崖が雄大な景観を成しています。鹿浦川・阿権川の中下流域では、特異な断崖景観が見られます。このほか特筆すべき海岸景観として、花崗岩が露出するムシロ瀬、特色ある地形・地殻を有する喜念浜、畦海岸及び金見崎などがあります。

海岸の大部分でサンゴ礁(裾礁)が発達しており、砂浜の多くはアカウミガメやアオウミガメの産卵場として利用されています。

2) 環境文化

徳之島では、人の生活圏と森林や海が近接し、人々は自然と密接にかかわりを持ち生活してきました。各集落には、今でもその痕跡が残っており、現在の暮らしや風習の中にも古から続く自然とのかかわりを見ることができます。

徳之島には、金見など海に接する集落もありますが、徳和瀬、古里など海に近くても海成段丘の上に形成された集落が一般的です。こうした集落では周辺に農耕地が広がっていますが、浜下れ（はまおれ）行事のように海とのかかわりは深く、集落に近接したリーフでは、日常的に魚類、貝類、藻類等を採集する風景を見ることができます。

また、山中にはかつての生活で利用されていた古道や、耕作地跡、炭窯跡等を見ることができ、島の人々のくらしと自然とのかかわりを想起させてくれます。

3) 利用の概況

徳之島への入込客数は、平成 30 年度は 137,297 人（住民の移動、業務その他の目的を含む）でした。観光形態は、自然景勝地を中心にレンタカーによる個人周遊観光が主なものです。近年、ガイドを伴う山間部のエコツアーや、野生生物観察施設の整備等が進められつつあります。

主たる利用形態は以下のとおりです。（ ）内は代表的な活動場所を示します。

登山（天城岳）、海水浴（畦海岸等）、森林内探勝（カムイヤキの森等）、野生動物観察（森林内道路）、景観探勝（犬田布岬、犬の門蓋等）、人文研究（カムイヤキの森）、ドライブ（各所）、ダイビング（北部海岸等）

4) 社会経済的背景

徳之島の人口は 23,497 人（平成 27 年度国勢調査）であり、群島全体の 21.3%を占めますが、昭和 30 年（1955）以降減少し、昭和 55 年にわずかに増加した後、昭和 60 年からは再び減少を続けています（平成 30 年度奄美群島の概況）。産業別就業者数の割合では、第 3 次産業の割合（62.8%）が第 1 次産業（23.5%）、第 2 次産業（13.4%）を上回りますが、農業就業者数の割合は 23.0%で全国平均（3.4%）を大きく上回り、農業が主要産業と見なすことができます（平成 27 年度国勢調査）。奄美群島では最大の耕地面積を有し、さとうきび、野菜（ばれいしょ等）、果樹の生産や畜産などが行われています。

5) 景観区分毎の主要な景観と保全方針等

<山地景観>

1) 天城岳及び三方通岳を中心とする徳之島北部山地

主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・100年以上の高齢照葉樹林を多く含み、まとまった面積のオキナワウラジロガシ群落も見られる森林景観が特徴。天城岳から寝姿山に連続する稜線の眺望景観は特徴的である。 ・アマミノクロウサギやトクノシマトゲネズミなどの固有で希少な動植物の生息・生育地となっている。
公園事業	【道路】：松原線（歩道）
主要展望地	—
2) 井之川岳、丹発山を中心とする徳之島中部山地及び山麓部	
主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・100年以上の高齢照葉樹林を多く含み、稜線沿いの風衝低木林、オキナワウラジロガシ群落も見られる森林景観が特徴的である。 ・アマミノクロウサギやトクノシマトゲネズミなどの固有で希少な動植物の生息・生育地であり、徳之島の森林地域の核心部を成す箇所である。
公園事業	【道路】：三京線（歩道）
主要展望地	—
3) 犬田布岳周辺	
主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・100年以上の高齢照葉樹林を含む照葉樹二次林主体の森林で、オキナワウラジロガシ林が見られるほか、アマミノクロウサギやケナガネズミの生息が確認されている。 ・琉球石灰岩地である。
公園事業	—
主要展望地	—
4) 南部低地林（義名山周辺）	
主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・低地の琉球石灰岩地に残されたガジュマル、アマミアラカシ及びタブ等の巨木が見られる学術的にも貴重な低地自然林と、それに隣接する照葉樹二次林がある。 ・義名山周辺の町道には、奄美トレイルが設定されている。
公園事業	【園地】：義名山
主要展望地	—

<海岸景観>

5) 北部海岸（ムシロ瀬、金見崎、畦海岸）

主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ムシロ瀬は、花崗岩が露出した特異な海岸景観であり、天城町により展望台、園路、トイレ等が整備されている ・金見崎は、隆起珊瑚礁の岩場や砂浜が見られる海岸を主とし、ソテツ群落が特徴的な地区である。ウミガメの産卵地としても重要である。 ・畦海岸は、砂浜と枝サンゴが特色である礁池を主とする地区で、海水浴の利用が多い。後背地は耕作地が多い。 ・北部海岸周辺の県道等には、奄美トレイルが設定されている。
公園事業	【園地】：ムシロ瀬、金見崎、畦海岸、 【野営場】：畦海岸
主要展望地	・ムシロ瀬、金見崎、畦海岸
6) 西部海岸（犬の門蓋、犬田布岬など）	
主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の門蓋は、隆起した琉球石灰岩が浸食されてできた海食崖ときのこ岩などの奇岩が特徴的な地区である。天城町により展望台、園路、トイレ等が整備されている。 ・犬田布岬周辺は、隆起した琉球石灰岩が浸食されてできた海食崖が特徴で、断崖景観を有する。伊仙町により、展望台、園路、トイレ等が整備されている。 ・犬田布岬周辺の町道には、奄美トレイルが設定されている。
公園事業	【園地】：犬の門蓋、小原海岸、犬田布岬
主要展望地	・犬の門蓋、小原地区、犬田布岬
7) 南部の河川・海岸（阿権川及び鹿浦川河川・河口部付近の断崖、喜念浜など）	
主要な景観や利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・阿権川及び鹿浦川では、河川断崖や河口部付近の海岸崖地に自然植生が見られる。 ・喜念浜では外海、礁縁、礁池、砂浜、砂丘という一連の地形が見られ、闘牛が散歩する風景も加わって徳之島らしさを感じられる。 ・南部の河川・海岸周辺の町道等には、奄美トレイルが設定されている。
公園事業	【園地】：喜念浜、 【野営場】：喜念浜
主要展望地	—

<シマ（集落）景観>

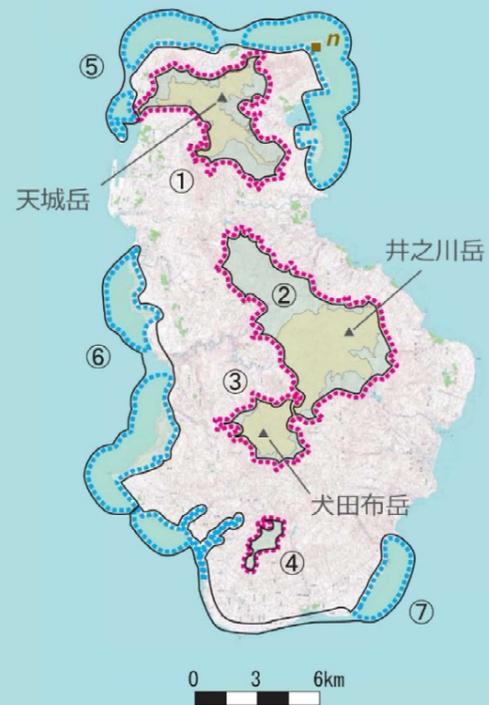
北部集落	
主要な景観や利用形態	n 金見

	<p>徳之島北部に位置する。集落の中心から灯台にかけて延びる「金見崎ソテツトンネル」は、300年以上も前に、手々集落から伝えられたソテツを育てたもので、戦後の厳しい食糧難を救ったとされている。集落の中心部には「イビガナシ（水神様）」を祀る「コーネインヤマ」と呼ばれる場所があり、そこから湧き出る水は集落住民の生活用水として使われていた。</p>
--	--

国立公園管理運営計画区の景観区分図

[凡例]

	山地景観		海域公園
	海岸景観		エリア区分
	マングローブ林		奄美群島国立公園区域
	シマ(集落)景観		世界自然遺産推薦区域 (平成31年2月)



徳之島管理運営計画区

- <山地景観>
 ①天城岳及び三方通岳を中心とする徳之島北部山地
 ②井之川岳、丹発山を中心とする徳之島中部山地及び山麓部
 ③犬田布岳周辺
 ④南部低地林(義名山周辺)
- <海岸景観>
 ⑤北部海岸(ムシロ瀬、金見崎、畦海岸)
 ⑥西部海岸(犬の門蓋、犬田布岬など)
 ⑦南部の河川・海岸(阿権川及び鹿浦川河川・河口部付近の断崖、喜念浜など)
- <シマ(集落)景観>
 n: 金見



奄美大島管理運営計画区

- <山地景観>
 ①長雲岬と奄美大島北部山地
 ②金作原と大川、川内川、金久田川上流部
 ③大島中部山地(住用川、川内川上中流部及び河内川上流部)
 ④湯湾岳とその山麓部
 ⑤大島南部山地(鳥ヶ峰、金川岳一帯)
 ⑥大島南部山地(役勝川上流部および油井岳一帯)
 ⑦松長山～和瀬
 ⑧三太郎岬・滝ノ鼻山周辺
 ⑨小川岳～福元周辺
 ⑩役勝川流域
- <マングローブ林>
 ⑪住用川下流域及びマングローブ群落
- <海岸景観>
 ⑫笠利半島東海岸
 ⑬笠利湾
 ⑭西部海岸地域(大浜、宮古崎、ヒエン浜、今里)
 ⑮大島海峡及び周辺島嶼
- <シマ(集落)景観>
 a: 安木屋場、b: 秋名・幾里
 c: 西仲間、d: 石原
 e: 下役勝、f: 中役勝、g: 上役勝
 h: 嘉徳
 i: 実久、j: 知之浦、k: スリ浜、l: 安脚場、m: 徳浜
- <海域公園>
 16-1: 笠利半島東海岸
 16-2: 摺子崎
 16-3: 大島海峡

Ⅲ. ビジョン

管理運営計画区の概況を踏まえて、奄美群島国立公園奄美大島地域及び徳之島地域が目指すべき将来像（ビジョン）を以下のように設定します。

■将来像① 世界自然遺産としての価値を守り続ける生態系管理型国立公園

生態系の健全性が維持されて、（顕著な普遍的価値を有する）固有で希少な動植物の絶滅のリスクが低下し、国立公園が世界自然遺産としての価値を支える役割を果たしている。将来にわたって、固有で希少な動植物の生息・生育地が安定的に確保されているとともに、国立公園を訪れる誰もが生物多様性や生態系の豊かさを感じ、楽しみ、学び、満喫できている。

■将来像② 自然と人が深くかかわり共生してきた文化を大事にする環境文化型国立公園

森や海と近い場所に人々が住み続け、自然と共生するシマ（集落）文化が息づいている。そして地域の自然を上手に利用し継承してきた人々の営みの歴史・文化を国立公園の体験の一つとして利用者に提供し、地域の文化を次世代に引き継ぎ、内外に広めていく役割を国立公園が果たしている。

■将来像③ 地域に活力をもたらす国立公園

地域の自然環境や社会、文化に適合した適切かつ特色ある利用が国立公園内で進み、滞在時間の延長やリピート利用の増大が図られている。また多様な関係者が自然環境の保全や利用増進等を通じて国立公園づくりへ参画している。国立公園づくりや世界自然遺産のブランド力を通じて、観光および農業をはじめとする地域産業が活性化し、地域の環境文化の継承や人々の交流が進み、地域の魅力向上と地域経済の好循環がもたらされ、地域がにぎわい、活力にあふれている。

IV. 管理運営方針

(1) 管理運営計画区の現状の課題

1) 外来生物の侵入・拡大

本地域では、ノヤギやアメリカハマグルマなどの外来生物の侵入が確認されているほか、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により特定外来生物に指定されているオオキンケイギクやツルヒヨドリも確認されています。さらに、本地域にはアマミクロウサギを始めとする希少性の高い固有種が生息していますが、ファイリマングースやノネコ・ノイヌといった外来生物の捕食等による生態系への悪影響が確認されています。

2) 開発行為による景観への影響

本地域では、高度経済成長期以降急激なインフラ整備や土地開発が進み、島民生活や産業基盤の向上に寄与しましたが、一方で、環境影響対策の不十分な採石場の開発、大規模な護岸工事や道路工事等による森から川や海への生態系のつながりの分断、自然景観の損傷などが懸念されます。

3) 森林や道路管理のあり方

本地域の自然の特徴である亜熱帯照葉樹林の多くは二次林であり、生活や生産活動の場として数百年にわたり人手が加わることで強い再生力によって、森林が維持されてきました。今後、世界自然遺産としての価値を守り続けるためには、自然環境の保全と森林施業の両立に向けた調整が必要です。また林道や農道等を含む道路の維持管理として行われる草刈りや樹木伐採における希少植物への配慮と安全確保の両立に向けた調整を図っていくことも重要です。

4) 漂着ゴミや草木の繁茂などによる自然景観等への影響

海に囲まれた島の海岸では、特に外国からの膨大な量の漂着ゴミが問題になっています。また高齢化等により維持管理の人手不足が進んでいる集落周辺などでは、亜熱帯特有の強い再生力による樹木や草の繁茂等によって、二次林や田畑の畔、草地等の植生が変化し、自然景観等としての劣化が見られる場所があります。

5) 地域環境の管理や文化伝承の担い手の確保

本地域の魅力の一つである生活文化の象徴としての集落行事や集落景観が、生活様式の変化や担い手不足から継続できなくなる地域が見られています。地域の自然や文化の価値を分かりやすく示し、国立公園への理解を促進するとともに、地域住民への体験機会や地域学習を通じて、その価値の認識を高める仕組みや、交流人口の拡大を図り担い手確保の取組を進めていくことも重要です。

6) 増加する利用者への対応

奄美大島及び徳之島では、世界自然遺産登録に向けた取組や交通アクセスの改善等を通じて、すでに入込観光客の急増傾向が見られます。金作原等への利用の集中による車両の混雑、三太郎峠等におけるナイトツアーの増加、利用ルールの認知不足による希少種の生息環境の攪乱やロードキルの発生、登山道などの踏み外しによる植生への悪影響、希少な動植物の盗掘・盗採、外来種の意図的・非意図的な持ち込み等が懸念されています。

また、休憩場所、トイレや駐車場、案内解説やルール周知のための施設等の不足、利用ニーズに応えた情報発信、地域資源を深く体験する機会やそのためのサービス提供の不足等、受け入れ体制の整備も今後の課題です。

7) 国立公園の価値に関する住民への普及啓発

奄美大島及び徳之島では、国立公園に指定されてから日が浅いことから、国立公園に対する住民の認知度が低く、地元の人も、地域の自然や文化の価値を十分に認識しているとはいえません。国立公園や世界自然遺産の価値の重要性に関する普及啓発や広報周知の取組を推進し、住民自身が地域の価値を十分に認識し、環境保全意識を高めていくことが必要です。

8) 科学的調査とデータや知見の蓄積

島全体の生態系管理や適正な利用を推進するためには、科学的調査によるデータや知見の蓄積、モニタリングの継続と結果のフィードバックが不可欠です。現在、奄美野生生物保護センターを拠点とする自然環境や動植物に関する科学的調査、鹿児島県による金作原及び奄美市道スタルマタ線での交通量調査等、市町村による湯湾岳登山道、宮古崎歩道での歩行者数カウント調査などの利用に関係する調査等が行われているものの、島全体からみればデータの収集は限定的であり、また総合的な分析や評価が十分に行われているとは言えません。

(2) 管理運営方針

課題を踏まえ、ビジョン達成のための取組の方針を、以下の5項目に整理しました。

●基本方針1：亜熱帯照葉樹林をはじめとする島の生態系の持続的管理

奄美大島と徳之島の亜熱帯照葉樹林をはじめ、森里川海と続く島の生態系は、世界自然遺産推薦地の顕著で普遍的な価値である生物多様性を支えるとともに、自然と共に生きる地域の暮らしを支えています。

本国立公園の基本的役割として、固有で希少な動植物の重要な生息・生育地を保護し、科学的データを踏まえ、本地域の生物多様性に富んだ生態系を持続的に管理していくことです。そのために生息地等を損なう恐れのある開発の規制や地域住民の参加・協力を得ながら

外来生物による希少な動植物への影響を排除・低減する等生態系の保全・管理を行っていきます。また、国立公園は地域の農林業や観光業等と密接な関係があることから、関係者との十分な調整を図っていきます。

●基本方針2：環境文化の継承支援とそれを活かした体験・学習機会の提供

地域の食文化、八月踊りなどの芸能、漁（いざり）や浜下れといった風習など集落で継承されてきた文化や暮らしは、国立公園を訪れた人々にとって大きな魅力です。奄美大島や徳之島に数多く残された土地固有の自然と人の暮らしのかかわりを「環境文化」という視点でとらえ直し、集落ガイド等との協働により体験プログラムを利用者に提供するなど、環境文化を国立公園の魅力の一つとして発信していきます。さらに、地域の価値や魅力について子どもの頃から学習に生かすとともに、環境文化に関する資源を一緒に掘り起し、地域住民自身による集落の暮らしの再認識と継承につなげていきます。

●基本方針3：ソフト・ハードの基盤整備による持続可能な観光利用の推進

国立公園の自然環境、利用のルール、地域の文化等を情報発信する拠点施設や案内標識等のハードの利用施設の整備を進めることによって、公園利用者に安全で快適な利用環境を提供します。

地域住民の参加協力のもと、自然ガイドや集落ガイドによる案内や体験型利用の提供、そのためのプログラムづくりやガイド養成など、ソフトの基盤整備を進め、国立公園にふさわしい利用を推進します。そして、自然環境の保全と地域振興につながる持続可能な利用となるよう、利用者の費用負担を含め、適正利用のためのルール・仕組みづくりを進めていきます。

●基本方針4：地域住民や関係者が連携して管理運営に参画する協働型の体制づくり

国立公園の管理運営に地域住民が関わっていくためには、国立公園の仕組みや取組を理解してもらい、自然環境の保全に関心を持つための普及啓発や人材育成に取り組む必要があります。このため地域資源の発掘や外来種対策などをテーマにした地域住民との継続的な意見交換・活動の場の創出、出前講座や清掃イベントなどによる学校教育を通じた学習機会の確保など教育現場との連携は重要です。また、本国立公園の集落とその周辺の風景は、農林業による土地利用や地域住民の自発的な美化清掃や除草活動など地域住民活動によって支えられている側面もあります。

国立公園の管理運営を一層充実させるためには、これまで以上に地域内外の多分野の行政機関、農林業関係者、民間企業、研究機関、地域活動団体などが連携することも必要です。研究分野や教育分野との連携推進、ボランティアや応援団の組織化など協働で活動に取り組む体制づくりを進めます。

●基本方針5：地域経済の活性化や「シマ」の持続への貢献

国立公園の利用の推進や世界自然遺産の登録を通じて、観光業、農林水産業の振興をはじめとした地域経済の活性化に貢献します。このため、自然環境の質や利用地域の状況に応じたゾーニングを行い、利用地域ごとの適切な観光利用や土地利用を実現し、貴重な自然環境の保全と利用資源との両立を図ります。また、世界自然遺産のブランド力や国立公園内にある環境文化や自然資源を、公園利用や地域産品（一次産業）の付加価値づくりに活かして、地域でのモノやサービスの消費を拡大させることにより、国立公園が身近な存在となるようにします。このような取組によって地域の個性を際立たせながら、地域内外の交流も促進することにより、農林水産業等の地域産業の活性化を図り、人々の地域への愛着や自信の創出につなげることで地域や集落の持続可能性を高めていきます。

V. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

(1) 保全すべき風致景観及び自然環境

(ア) 景観区分と保全すべき風致景観等

保全すべき風致景観及び自然環境は、国立公園に指定されている地域の景観特性により以下の4タイプに区分し、景観区分毎に保全すべき風致景観等を定めました。

景観区分	保全すべき風致景観等
山地景観	●固有で希少な動植物の生息・生育地
●山地を中心とした地域 ●世界自然遺産推薦地及び緩衝地帯	
マングローブ林	●マングローブ林と干潟の景観
●奄美大島の住用にあるマングローブ林	
海岸景観	●特異な海岸景観（リアス海岸、海食崖など） ●主要展望地からの眺望 ●固有で希少な動植物の生息・生育地
●海岸を中心とした地域	
シマ(集落)景観	●集落と周辺部にある環境文化
●国立公園の普通地域に含まれる集落とその周辺部（特別地域）にある景観（環境文化）	

(イ) 景観区分毎の保全方針

景観区分毎の特性を踏まえ、保全方針を以下に定めます。

山地景観

- ① 世界自然遺産推薦地は、生物多様性保全上最も重要な地域であり固有で希少な動植物の生息・生育環境の厳正な保護を図ります。世界自然遺産推薦地の緩衝地帯や周辺山地は過去に伐採された二次林ですが、森林施業に際しては、伐期、伐区、伐採方法の設定や保存林の確保等により生態系保全や固有で希少な動植物の生息・生育環境保全へ配慮します。
- ② 違法な捕獲採取や交通事故といった人為的な要因による固有で希少な動植物の減少を防止します。
- ③ 外来生物による在来の野生生物や自然環境への影響が懸念される場合、それらの防除及び拡散防止の措置を講じます。
- ④ 固有で希少な動植物の生息・生育地として特に重要な地域は、公園利用者による影響を回避・抑制するため、一部地域への立入りを規制すること等を検討します。

該当するエリア区分

<奄美大島管理運営計画区>

- 1) 長雲峠と奄美大島北部山地
- 2) 金作原と大川、川内川、金久田川上流部
- 3) 大島中部山地（住用川、川内川上中流部及び河内川上流部）
- 4) 湯湾岳とその山麓部
- 5) 大島南部山地（鳥ヶ峰、金川岳一帯）
- 6) 大島南部山地（役勝川上流部及び油井岳一帯）
- 7) 松長山～和瀬
- 8) 三太郎峠・滝ノ鼻山周辺
- 9) 小川岳～福元周辺
- 10) 役勝川流域

<徳之島管理運営計画区>

- 1) 天城岳及び三方通岳を中心とする徳之島北部山地
- 2) 井之川岳、丹発山を中心とする徳之島中部山地及び山麓部
- 3) 犬田布岳周辺
- 4) 南部低地林（義名山周辺）

マングローブ林

- ① マングローブ林の特異な景観と水生生物の生息地の厳正な保護を図ります。

該当するエリア区分

<奄美大島管理運営計画区>

- 11) 住用川下流域及びマングローブ群落

海岸景観

- ① 特異な海岸景観（リアス海岸、海食崖等）、特殊な海岸植生及びサンゴ礁（海城公園地区）の景観の保全を図ります。
- ② 主要展望地から眺望できる景観の維持を図ります。
- ③ ウミガメの産卵地、アジサシ等海鳥の繁殖地等希少な動植物の生息・生育地は、その環境の保全へ配慮し、景観の維持に努めます。

該当するエリア区分

<奄美大島管理運営計画区>

- | |
|--|
| 12) 笠利半島東海岸
13) 笠利湾
14) 西部海岸地域（大浜、宮古崎、ヒエン浜、今里）
15) 大島海峡及び周辺島嶼
16-1) 笠利半島東海岸
16-2) 摺子崎
16-3) 大島海峡 |
|--|

<徳之島管理運営計画区>

- | |
|---|
| 5) 北部海岸（ムシロ瀬、金見崎、畦海岸）
6) 西部海岸（犬の門蓋、犬田布岬など）
7) 南部の河川・海岸（阿権川及び鹿浦川河川・河口部付近の断崖、喜念浜など） |
|---|

シマ（集落）景観

- ① 普通地域にある集落では、風景の保護上、大きな影響を与える可能性のある行為を規制し、その周辺部の特別地域においては集落に関わる景観や周辺の自然環境の保全を図ります。
- ② 地域の自然環境と関係性の深い文化的行事や風習等の維持、活性化等への支援等を通じて、集落とその周辺部にある環境文化の保全を推進します。また、国立公園としての自然環境も含め次世代に継承されるよう、地域住民による自発的な保護活動の実施と意識醸成を図ります。

該当するエリア区分

<奄美大島管理運営計画区>

北部集落
a 安木屋場、b 秋名・幾里
世界自然遺産推薦地周辺にある集落
c 西仲間、d 石原、e 下役勝、f 中役勝、g 上役勝、h 嘉徳
加計呂麻島の集落
i 実久、j 知之浦、k スリ浜、l 安脚場、m 徳浜

<徳之島管理運営計画区>

北部集落

n 金見

(2) 保全のための各種取組、指導事項及び遵守事項

(ア) 保護管理が必要な動植物への対策

本地域は、固有で希少な動植物の生息・生育地であり、生物多様性の宝庫です。特に保護管理が必要な動植物は下記の対象種であり、国立公園の重要な景観要素として、その維持に向けて対応していきます。なお、特に重要な動植物は、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（種の保存法）、文化財保護法、各条例により、採取・採集が規制されていますが、国立公園においても、関係法令と連携しつつ、環境省レッドリスト掲載種等を対象に、指定動植物の指定についての検討を進めていきます。

なお、環境省レッドリスト及び鹿児島県レッドデータブック掲載種の保全にも可能な限り配慮するよう対応していきます。なお、未記載種のためレッドリストの評価の対象になっていない動植物種は情報収集に努めます。

対象：

天然記念物（国指定、県指定）

種の保存法に基づく国内希少野生動植物種

鹿児島県指定希少野生動植物

奄美大島5市町村及び徳之島3町指定希少野生動植物

国立公園における指定動植物（今後、指定動植物が指定された場合。）

（※対象種は巻末に別表として整理）

対策：

- 行為許可及び公園事業等の取扱において、固有で希少な動植物の保全への配慮を求めています。
- 密猟・盗掘対策として効果的な巡視の時期や方法について、鹿児島県、関係市町村、警察署、保護団体と話し合い、密な連携のもと、定期的な巡視の実施・強化を行います。
- 地域住民や利用者への規制内容・マナーの周知を行い、日常的な監視の目を強化します。
- 監視カメラの設置や車両侵入防止柵の設置等、関係機関と連携・協力し、密猟・盗掘の防止を目的とした主要林道等の管理を推進します。

(イ) 駆除又は侵入防止が必要な外来生物への対策

本地域の生物多様性の価値は、世界的に見てもその普遍的な価値がありますが、外来生物の侵入により生態系への悪影響が懸念されています。駆除や排除が必要な外来生物を整理し、対応方法を示します。

対象：（動物） マングース、ノネコ、ノイヌ、ノヤギ 等

(植物) オオキンケイギク、ツルヒヨドリ、ボタンウキクサ、アメリカハマグルマ、ムラサキカッコウアザミ、セイタカアワダチソウ、その他緊急的に対処が必要な外来植物

対策：

●外来生物の識別および正しい駆除方法の周知

駆除及び侵入防止が必要な外来生物について関係者向けの研修会を開催し、個々の生物の識別や繁殖状況、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物の取扱い等について、知識の向上を図ります。特に本地域で問題になる外来生物（アメリカハマグルマ等）については、既存のパンフレットも活用し、より広く地域住民に周知します。

●外来生物の分布状況の把握及び効果的な駆除を行うための科学的調査及び情報収集

効率的に駆除活動を行うため、科学的な調査を行うとともに、外来生物の侵入・分布の情報収集を行い、関係者で共有します。特に外来生物が侵入しやすいエリア（港湾、市街地、観光施設の周辺など）や道路等におけるライン調査を実施し、早期の発見に努めます。

●駆除及び侵入防止活動の実施

関係者が一体となり、地域住民参加のボランティア活動、グリーンワーカ事業等により、外来生物の駆除活動を実施します。また、登山口への種子除去マットの設置、普及啓発等を行います。また、土木工事による外来植物の使用は行わないよう工事関係者へ指導します。

●ノネコ対策における市町村との連携

近年、森林内においてネコの目撃頻度が増加し、森林内での繁殖や希少種の捕殺も確認されるなど、ネコによる希少種への影響防止が課題となっています。国立公園内でのネコの捕獲の取組を継続して行うとともに、ノネコの発生源となる集落における市町村が行う飼い猫やノラネコ対策との連携を図ります。

(ウ) 島の生態系を持続的管理するためのモニタリング

本地域において、将来にわたって国立公園の風致景観を維持していくためには、固有で希少な動植物の生息・生育地についてモニタリングを行い、その結果を対策や事業に反映させ、実行性のある順応的管理を行うことが重要です。

既に実施されている奄美野生生物保護センターを拠点とする自然環境や動植物に関する科学的調査や各利用拠点で実施されている利用者数調査等に加え、本地域全域は、世界

自然遺産に適用されるモニタリング計画のモニタリング対象地域（世界自然遺産推薦地、緩衝地帯及び周辺管理地域）に含まれており、本モニタリング計画との連携を図ります。

また、利用による自然環境への影響モニタリング手法について検討を進めるとともに、外来種の分布情報の収集、研究者との連携等も進め、本地域における自然環境の状況把握に努めます。

VI. 適正な公園利用の推進に関する事項

(1) 利用特性を踏まえた利用方針

(ア) 景観区分毎の利用方針

景観区分毎の利用特性を踏まえ、利用方針を以下に定めます。

山地景観

- ① 世界自然遺産推薦地は、固有で希少な動植物の生息・生育地として保護が優先する地域であり、多人数利用による植物の損傷や動物の生息環境の悪化、利用環境の質や観光客の満足度の低下など、様々な問題が生じることがないように、少人数による利用を基本とし、ガイドが同行するエコツアーを推進します。
- ② 遺産登録により、国立公園の団体旅行などの多人数利用が増加することが想定されるため、多人数の観光客に対しても奄美の魅力を伝える施設や自然体験ができるフィールドの提供が必要になります。関係機関と連携し、推薦地以外の周辺区域において一定人数の自然体験の受け入れが可能な施設を整備するとともに、同時に、世界自然遺産推薦地への来訪者の入込みを調整する取組や自然環境を損なうことのないよう最小限の施設整備を進めます。
- ③ 国立公園で持続的な観光利用を推進するためには、自然環境の保全を原則とした質の高いサービスを提供することが必要です。そのためには、地域関係者による協議と合意形成を経て、利用地域毎に利用ルール（地域の利用ルール）の設定を進めます。
 - ・ 金作原における利用規制（奄美大島利用適正化連絡会議において、ガイド同行による利用などのルールの試行）は引き続き行い、エコツーリズム推進法等による規制を検討します。
 - ・ 三太郎線・スタルマタ線の夜間利用（ナイトツアー）は、利用規制のあり方について検討を開始します。
 - ・ 林道山クビリ線における通行規制（徳之島利用適正化連絡会議で検討し、徳之島町の条例にもとづき策定した利用ルール）の取組を推進します。
 - ・ 剥岳林道及び三京林道の利用に関する協定（鹿児島森林管理署長、天城町長、徳之島エコツアーガイド連絡協議会長の3者協定）に基づき、両林道の保護と利用の調整を図るとともに、安全な利用を確保します。

該当するエリア区分

<奄美大島管理運営計画区>

1) 長雲峠と奄美大島北部山地
<ul style="list-style-type: none"> ・奄美自然観察の森は、多人数の利用者を受け入れ可能な自然観察や風景探勝の利用拠点としての整備を進める。(整備主体：龍郷町)
2) 金作原と大川、川内川、金久田川上流部
<ul style="list-style-type: none"> ・金作原では、奄美大島利用適正化連絡会議において、ガイド同行による利用などのルールを試行を行っており、引き続き、利用の適正化に向けた取組を進める。 ・金作原の利用適正化に向けた取組として、駐車場の整備を検討する。(整備主体：環境省)
4) 湯湾岳とその山麓部
<ul style="list-style-type: none"> ・湯湾岳山頂付近は、固有で希少な動植物の生息・生育地として特に重要であることから、公園利用者による影響を回避・抑制するための検討をするとともに、展望台の整備を検討する。(整備主体：環境省) ・自然探勝等の拠点施設及び湯湾岳への登山口として、湯湾岳園地等の施設整備を進める。(整備主体：宇検村、大和村)
6) 大島南部山地（役勝川上流部及び油井岳一帯）
<ul style="list-style-type: none"> ・湯湾新村線沿線にある赤土山展望台は、大島南部山地から湯湾岳を展望できる眺望地として維持管理する。(整備主体：宇検村) ・油井岳展望台と高知山展望台は、大島海峡や加計呂麻島等の展望園地として維持管理する。(整備主体：瀬戸内町)
8) 三太郎峠・滝ノ鼻山周辺
<ul style="list-style-type: none"> ・三太郎峠周辺の道路では、夜間利用の増加に伴う混雑や希少動物のロードキル発生などの問題が発生しており、夜間の利用規制のあり方について検討を開始する。
9) 小川岳～福元周辺
<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育や自然探勝等の拠点施設として、フォレストポリスの施設整備を進める。(整備主体：大和村)

<徳之島管理運営計画区>

1) 天城岳及び三方通岳を中心とする徳之島北部山地
<ul style="list-style-type: none"> ・林道山クビリ線における通行規制（徳之島利用適正化連絡会議で検討し、徳之島町の条例にもとづき策定した利用ルール）の取組を推進する。 ・天城岳登山道（松原線）は、自然観察や風景探勝の場としての整備を検討する（整備主体：

環境省)
2) 井之川岳、丹発山を中心とする徳之島中部山地及び山麓部
・井之川岳及び丹発山は固有で希少な動植物の生息・生育地として特に重要であることから、公園利用者による影響を回避・抑制するため、自然環境に負荷のかからない利用のあり方を検討する。
3) 犬田布岳周辺
・犬田布岳は固有で希少な動植物の生息・生育地として特に重要であることから、公園利用者による影響を回避・抑制するため、自然環境に負荷のかからない利用のあり方を検討する。
4) 南部低地林（義名山周辺）
・環境教育や自然探勝等の拠点施設として、義名山園地の整備を進める。

マングローブ林

- ① カヌーや干潟観察等、ゆっくりと自然を楽しむ体験型の利用を推進します。

該当するエリア区分

<奄美大島管理運営計画区>

11) 住用川下流域及びマングローブ群落
<ul style="list-style-type: none"> ・カヌーや干潟観察等、ゆっくりと自然を楽しむ体験型の利用を推進する。 ・住用集団施設地区は、世界自然遺産推薦地の緩衝地帯にあり、住用マングローブパーク（道の駅）の再整備を行うとともに（整備主体：奄美市）、その隣接地に、世界自然遺産の保全管理及び情報発信の拠点施設として、世界自然遺産センターを整備する（整備主体：環境省）。

海岸景観

- ① 海岸は、海水浴や釣り、ダイビング、スノーケリング、集落の伝統行事や祭りなど、多様な利用が行われています。観光利用に伴う自然環境や周辺地域への影響や収容力を勘案した上で多人数の周遊観光の受入れも想定し、誰もが利用しやすく、海とふれあえるよう、休憩施設、案内標識等の整備等を推進し、海辺における快適性と利便性、安全性の向上に努めます。また、高潮や津波の浸水の恐れがある災害時に、円滑な避難が可能となるよう配慮が必要です。
- ② 多様な海岸利用に対する適正化を促すため、地域と連携しながら日常的な海岸管理を推進しつつ、マナー向上のための啓発活動やルールづくりなどの推進を図ります。

- ③ 海岸部に点在する利用地点の視点場等の整備を図ります。
- ④ イルカ・ホエールウォッチングなど国立公園及びその周辺海域で行われているアクティビティについて、関係者と連携を図り、モニタリング調査や利用者の意向調査、普及啓発等を行うことにより、鯨類の保全や持続的な活用が図れるよう努めます。

該当するエリア区分

<奄美大島管理運営計画区>

12) 笠利半島東海岸
・あやまる岬は、園路、展望台、トイレ等が整備されており、適切に維持管理をする（整備主体：奄美市）。
13) 笠利湾
・蒲生崎は、園路、展望台、トイレ等が整備されており、適切に維持管理をする（整備主体：奄美市）。
14) 西部海岸地域（大浜、宮古崎、ヒエン浜、今里）
・大浜は、休憩所、トイレ、キャンプ場、展示施設等が整備されており、適切に維持管理を行うとともに、海水浴、スノーケリング、キャンプ等の利用を進める（整備主体：奄美市）。
・宮古崎は、自然散策路や展望台、トイレ等が整備されており、適切に維持管理をする（整備主体：大和村）。
15) 大島海峡及び周辺島嶼
・ホノホシ海岸は、園路、トイレ等が整備されており、適切に維持管理をする（整備主体：瀬戸内町）。

<徳之島管理運営計画区>

5) 北部海岸（ムシロ瀬、金見崎、畦海岸）
・いずれも園路、展望台、トイレ等が整備されており、適切に維持管理をする。（整備主体：天城町、徳之島町）
6) 西部海岸（犬の門蓋、犬田布岬など）
・いずれも園路、展望台、トイレ等が整備されており、適切に維持管理をする。（整備主体：天城町、伊仙町）
7) 南部の河川・海岸（阿権川及び鹿浦川河川・河口部付近の断崖、喜念浜など）

- ・阿権川及び鹿浦川は、橋梁から眺める景観が損なわれないよう、不法投棄の防止等を徹底する。
- ・喜念浜は、園路やトイレ等が整備されており、適切に維持管理をする。(整備主体：伊仙町)

シマ（集落）景観

- ① 環境文化が根付く集落では、シマ（集落）歩きや体験プログラムなど人とのふれあいや生活文化の体験を推進します。(秋名・幾里、西仲間、金見など)

該当するエリア区分

<奄美大島管理運営計画区>

北部集落
a 安木屋場、b 秋名・幾里
世界自然遺産推薦地周辺にある集落
c 西仲間、d 石原、e 下役勝、f 中役勝、g 上役勝、h 嘉徳
加計呂麻島の集落
i 実久、j 知之浦、k スリ浜、l 安脚場、m 徳浜

<徳之島管理運営計画区>

北部集落
n 金見

(2) 利用のための各種取組、指導事項及び遵守事項

(ア) 利用マナーの向上

本地域では、希少な動植物の盗採・盗掘、登山道の踏み外し、ロードキルの発生等が見られます。また、陸地では猛毒をもつハブやハチ、海域ではクラゲやオニダルマオコゼなどの危険生物に咬まれたり、刺されたりしないよう注意が必要です。これらを防ぐためにも、国立公園利用のルールについて関係者間で共通認識を持ち、利用者にも理解を求め、利用マナーの向上を図る必要があります。

1) 利用マナー向上に向けた取組

- 関係者間で利用のルールを作り、共有します。
- 利用者がルールを知る機会を得るよう、関係者がそれぞれのできる方法で情報発信します。
 - ・ホームページへの掲載
 - ・広報、小冊子等への掲載
 - ・利用最盛期におけるキャンペーンの実施
 - ・入口標識における利用ルールの告知
 - ・自然公園指導員等によるパトロール
 - ・宿泊施設やレンタカー事業者、港湾・航空事業者への周知協力の依頼
- 指導に当たっては、行為の善し悪しを伝えるだけでなく、その理由を伝えることで、利用者の意識の向上を図ります。

(イ) 利用者・住民・関係者への周知

本地域では、利用者はもとより、地域住民や関係者においても国立公園に関する周知を進め、国立公園についての知識の向上を図ります。

1) 利用者への周知

- ソフト面による発信
 - ・環境省ホームページの充実、発信
 - ・地方公共団体の広報やホームページによる発信
 - ・定期的なニュースレター発行等による国立公園情報の発信
- ハード面による発信
 - ・国立公園入口標識等の設置

現地における国立公園境界がわかりにくいことから、必要に応じて、入口標識や境界標識を設置します。
 - ・案内標識、自然解説標識等の設置

空港や港、国立公園内の利用拠点施設において、国立公園の案内標識等の設置を進めます。案内標識等には奄美群島国立公園内であることを明記し、利用

者に国立公園内であることを意識させます。

●多言語表記等

・国立公園で新たに整備する案内標識や作成するパンフレット類には、多言語表記による説明等を併記し、外国人への情報発信を図ります。

2) 地域住民への周知

- ・地域住民と一緒に海岸美化清掃や外来種駆除活動等の自然環境維持の取組を行うことに併せて、地域住民との対話の機会をつくります。
- ・地域の催しや自治会等の集まり等、地域住民が集まる機会を捉えて、国立公園の規制等の周知を行います。
- ・島の自然環境が抱える課題や取組を理解し、自然環境の保全に関心を持つための普及啓発や人材育成を進めるため、小中学校等の教育機関において、出前講座や外来種駆除活動等を積極的に行います。

3) 国立公園関係者への周知

国立公園関係者向けに国立公園管理官による自然公園法研修会を実施し、知識の醸成、普及啓発を図ります。

(ウ) 利用適正化に向けた取組

本地域は、比較的容易に固有で希少な動植物が見られるほか、亜熱帯照葉樹林の散策、マングローブ林のカヌーツアー、サンゴ礁でのスノーケリングなど、多くの利用者が訪れます。しかし、過剰な利用や不適切な利用は自然環境への影響が懸念されま

す。
現在、奄美大島では金作原における利用ルールを試行、徳之島では林道山クビリ線における通行規制が開始され、三太郎線・スタルマタ線の夜間利用（ナイトツアー）については、利用規制のあり方について検討がされるなど、取組が進められています。

来訪者の増加にともなう無秩序な観光業の拡大や過剰利用の発生は、希少な植物等の踏み荒らしや野生動物の人慣れ、ロードキルの発生等によって地域の自然環境を損ない、来訪者の期待や満足度の低下をもたらす要因となります。そのため、関係者間で過剰利用による問題を認識し、協議会等、関係者間で十分な話し合いの場を設けることが必要です。また、利用者に対しても、これらの課題や利用のルールについて認識し、利用の適正化に理解が得られるよう、周知を図ります。

(エ) エコツーリズムの推進

本地域は、生物多様性上の重要な地域である一方、観光客の増加が見込まれています。観光客の増加により自然環境を損なうことなく、自然環境を保全しつつ観光客の満足

度を高めるような持続可能な利用の推進が必要です。本地域では、既に奄美群島エコツアーリズム推進協議会により「奄美群島エコツアーリズム推進全体構想（平成 29 年 2 月）」が策定され、奄美群島エコツアーガイドの養成や各島において自然体験プログラムの開発、奄美群島内外への情報発信などの取組が進められています。

奄美大島や徳之島においても協議会やガイド事業者等により、エコツアーリズムに関する取組が積極的に行われており、国立公園の自然環境の保全や利用の施策と関連して行われていることから、引き続き密接な連携を図っていきます。

（オ）環境文化の継承に向けた集落との連携促進

本国立公園では、奄美群島の 5 島それぞれにある、人と自然のかかわりの中で形成された風景や風土を「環境文化」として国立公園の価値として位置づけています。国立公園内には、環境文化が根付く集落があり、これらの集落と連携して、環境文化の継承支援や情報発信を図ります。

●ソフト面による連携

- ・環境文化を伝えるシンポジウムの開催
- ・環境文化の取組を伝える情報発信
- ・集落散策の体験プログラムづくりの支援

●ハード面による連携

- ・集落内の環境文化を紹介する案内標識の整備

VII. 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

(ア) 特別地域及び海域公園地区

特別地域及び海域公園地区における各種行為についての自然公園法の行為許可申請に対する審査基準としては、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401006 号）第 6 に規定するとおり、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401008 号）において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針（審査基準）によるものとする。また、国立公園の保護又は利用の推進のために、行為に際し特に配慮を求める事項を下記のとおり定める。

行為の種類	取扱方針
全行為共通	<p>< 審査基準 ></p> <p>ア. 工事等で発生した残土は、国立公園区域外に搬出すること。ただし、行為敷地内における敷均し等によって風致の保護上支障のないよう処理できる場合、又は自然公園法に係る許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。</p> <p>イ. 工事等で発生した法面及び、裸地は、原則として緑化（自然侵入促進工を含む、以下同じ）すること。</p> <p>ウ. 緑化に使用する植物は、在来緑化植物のうち地域性系統の植物又はその種子を使用すること。ただし、工事等予定地から事前に表土の採取ができる場合は、表土の活用を検討すること。</p> <hr/> <p>< 配慮を求める事項 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 固有で希少な動植物が生息・生育する地域における工作物の設置は、当該行為の代替地の有無を十分検討すること。工作物の設置等がやむを得ない場合は、当該行為が自然環境に与える影響等を事前に調査した上で、可能な限り当該行為による改変を最小限とし、かつ動植物の保全対策（例えば、側溝や排水ます等を設置する際には、皿形側溝を用いるなど小動物の移動を妨げない構造とするなど）を適切に行うこと。特に、公共事業実施の際には、本取扱方針に記載のない事項については、「奄美大島、徳之島における公共事業環境配慮指針」（鹿児島県）を踏まえること。 ● 固有で希少な動植物が生息・生育する地域に外来生物を持込まないよう、意図的な導入を避けることはもちろん、非意図的な導入にも注意する。

	<p>●緑化は、「自然公園における法面緑化指針（平成27年10月自然環境局）」に沿って行うこと。</p>
<p>建築物</p>	<p><審査基準></p> <p>ア. 屋根の形状は、切妻、寄棟等の勾配屋根（片流れ屋根を除く）とすること。ただし、住宅をはじめとした地域住民の日常生活の維持のために必要な建築物については、この限りではない。</p> <p>イ. 屋根の色彩は、壁面の色彩と調和したこげ茶又は黒色系統とし、自然素材を用いる場合は素材色とすること。ただし、住宅をはじめとした地域住民の日常生活の維持のために必要な建築物については、この限りではない。</p> <p>ウ. 壁面の色彩は、周辺の景観と調和し、こげ茶やベージュ等の茶色系統、灰色系統又は白色系統とすること。ただし、自然素材を用いる場合は素材色とすること。</p> <p>エ. 車庫・倉庫等の小規模な建築物、学校や灯台等の特殊な建築物及び高倉や地域の祭祀で使用する建築物等の伝統的建築物については、アからウまでは適用しない。</p> <hr/> <p><配慮を求める事項></p> <p>●車庫・倉庫等小規模な建築物は、主たる建築物に可能な限り近づけ、一体的に見えるよう整備すること。</p>
<p>道路（車道）</p>	<p><審査基準></p> <p>ア. 擁壁等は、自然石等の自然材料又は化粧型枠等を用い自然石を模した表面仕上げとすること。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地（以下、主要な展望地という）から望見されない場合は、顔料を添加し暗灰色にするなど周辺の風致との調和を図ること。</p> <p>イ. 切土及び盛土により生じた道路法面を構造物等により安定化を図る場合は、法枠工等の緑化を伴う工法とすること。</p> <p>ウ. モルタル吹付工は、緑化が困難な箇所又は道路の安全確保上やむを得ない場合に限ることとし、顔料を添加し暗灰色にするなど周辺の風致との調和を図ること。</p> <p>エ. 落石防止柵及び落石防止網の色彩は、支柱等の部分をこげ茶とし、金網部分をこげ茶又は灰色系統とすること。</p> <p>オ. 防護柵は、ガードケーブル又はガードパイプを用いること。ただし、安全確保上やむを得ない場合は、ガードレールも可とする。</p> <p>カ. 防護柵の色彩は、ケーブル部分を除きこげ茶とすること。ただし、木製品を用いる場合は素材色も可とする。</p> <p>キ. 橋梁や橋脚の色彩は、こげ茶又は灰色系統とすること。</p>

	<p>ク. 道路標識、道路照明等の支柱の色彩はこげ茶とすること。</p> <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●固有で希少な動植物が生息・生育する地域において、道路の延伸や線形改良等を行う場合は、自然環境に与える影響等を検討させ、動植物への保全対策を十分講じること。 ●道路の線形改良工事等で廃止した道路敷は、工作物を撤去の上、修景緑化すること。 ●世界自然遺産推薦地及び緩衝地帯にある未舗装路や車両通行が困難な荒廃した道路は、固有で希少な動植物の生息・生育地であり、盗掘・盗採防止の観点から不審な車両の進入防止について配慮すること。また、このような道路をアスファルト舗装する等の改良をする場合は、動植物へ与える影響に留意すること。
風力発電施設	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●「国立・国定公園における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成16年2月自然環境局）」、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（平成25年3月国立公園課）」に基づくものとする。
太陽光発電施設	<p><審査基準></p> <p>ア. パワーコンディショナー等の関連設備やフェンス等の付帯施設は、周辺の景観と調和し、こげ茶色とすること。ただし、主要な展望地から望見されない場合はこの限りではない。</p> <p>イ. 公園事業道路等に面する場合は、植栽、色彩をこげ茶とした柵又は塀を設置する等遮蔽する措置をとること。</p> <p>ウ. 太陽光パネルは低反射の素材を用いたものを使用し、色彩は黒色系統とすること。</p> <p>エ. 住宅の屋根等に太陽光発電施設を設置する場合は、ア及びイは適用しない。</p> <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成27年2月自然環境局）」に基づくものとする。
砂防・治山施設	<p><審査基準></p> <p>ア. 砂防堰堤等の露出部分は、自然石等の自然材料又は化粧型枠等を用いた自然石を模した表面仕上げとすること。</p> <p>イ. 法面処理は、道路（車道）イ、ウに準じた扱いとすること。</p>

	<p>ウ. 落石防止柵等は、道路（車道）エに準じた扱いとすること。</p> <p>エ. 主要な展望地から望見されず、周囲の風致・景観と調和の取れた色彩・形態の場合は、アからウまでは適用しない。</p>
送電鉄塔	<p>< 審査基準 ></p> <p>ア. 固有で希少な動植物の生息・生育する地域では、原則として既存施設の建て替え以外の新設は認めない。ただし、公益上必要であり、かつ土地の改変を行わない又は改変する土地の範囲が非常に小規模である場合は、この限りでない。</p> <p>イ. 送電鉄塔は背景に溶け込むよう、こげ茶色、明灰色や暗灰色等の灰色系統の色とすること。</p> <p>ウ. ケーブル類は、原則として黒色とすること。ただし、主要な展望地から望見されない場合は、この限りでない。</p>
電力柱、電話柱	<p>< 審査基準 ></p> <p>ア. 電力柱等の色彩は、原則としてこげ茶とする。ただし、主要な展望地から望見されない場合は、灰色系統も可とする。</p> <p>イ. ケーブル類は、原則として黒色とする。ただし、主要な展望地から望見されない場合は、この限りでない。</p> <hr/> <p>< 配慮を求める事項 ></p> <p>●公園事業道路等の公園利用に供する道路にある電柱等は、建て替えに際し、主たる展望方向への設置を避けるなど風致の維持に配慮すること。</p>
通信施設	<p>< 審査基準 ></p> <p>ア. 通信施設（電気設備含む）は、背景に溶け込むよう、こげ茶色、明灰色や暗灰色等の灰色系統の色とすること。</p> <p>イ. 公園利用に供する場所に設置する場合は、電源設備等の周囲に、植栽、色彩をこげ茶とした柵又は塀を設置する等遮蔽する措置をとること。</p> <hr/> <p>< 配慮を求める事項 ></p> <p>●通信施設の乱立を防ぐ観点から、周辺施設への添架を検討すること。</p>
自動販売機	<p>< 審査基準 ></p> <p>ア.自動販売機を設置する場合は、建築物の軒下又は壁面と同一面に納まるよう設置すること。</p> <p>イ.色彩はこげ茶やベージュ等の茶色系統又は建築物壁面の色彩と同一系のものを用いること。</p>

<p>木竹の伐採</p>	<p><審査基準></p> <p>ア. 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和 34 年 11 月 9 日国発第 643 号）及び「同（国立公園内の国有林施業に関する協議内容の了解事項）」（昭和 48 年 8 月 15 日環自企第 516 号）を基本として地域の風致に配慮した施業とすること。</p> <p>イ. 奄美大島管理計画区の第 2 種特別地域において皆伐する場合は、基準の特例によるほか、以下の配慮をすること。</p> <p>①保護樹帯の設定</p> <p>原則として、次のとおり保護樹帯を設定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路（国道、県道、市町村道及び林道（1 級規格））から片側 20m の範囲の森林 ・特別保護地区及び第 1 種特別地域から 20m の範囲の森林 ・主要な河川の片側 20m の範囲の森林 ・主要な尾根の片側 20m の範囲の森林 ・希少な動植物等がその環境に依存していると認められる生息・生育地 <p>② 伐採方法</p> <p>原則として、地山を傷めない方法で伐採・集材する架線集材を基本とすること。なお、伐採に際しては次の点に配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主索や集材機その他架線集材を行う上で必要な機材の設置作業場の確保、作業道の設置に伴う保存林内の支障木の伐採は、必要最小限にとどめること。 ・適切な土壌流出防止措置を取ること。 ・既存林道の活用を基本とすること。林道（恒久的に維持管理することを想定した道路）及び作業道を新設する場合は、道路上の樹冠の開口による周辺自然環境への影響を抑えるため、地形の改変及び支障木の伐採は最小限にとどめること。 ・作業道又は作業路は、伐採終了後適切な跡地処理を行うこと。
--------------	---

	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●主要な展望地にある枯損木等の木竹の伐採は、利用者の安全の確保上必要最小限度の伐採範囲にとどめること。 ●展望施設等の眺望地の通景を確保するための木竹の伐採は、風致の維持に支障のない範囲で行うこと。
<p>鉱物の掘採及び土石の採取等（業として行われるもの）</p>	<p><審査基準></p> <p>ア．山稜線の分断を避ける等風致上支障のない採掘区域とすること。</p> <p>イ．跡地は、速やかに緑化するものとし、緑化に好ましい法面勾配にする等植物の生育に配慮した工法とする。</p>
<p>広告物等</p>	<p><審査基準></p> <p>ア．本体に使用する材料は、可能な限り木材や石材等の自然材料とし、色彩は素材色又はこげ茶とすること。やむを得ず、鋼材その他の材料を使用する場合は、背面部を含め、色彩はこげ茶やベージュ等の茶色系とすること。</p> <p>イ．表示面に使用する色彩は、自然材料の素材色、こげ茶やベージュ等の茶色系を基調とした地にすること。ただし、法令に基づくものや安全確保上必要なもの等公共性の高いもの等はこの限りではない。</p> <p>ウ．表示面に記載する文字は白色及び黒色を基本とすること。ただし、絵図画、写真、法令に基づくものや安全確保上必要なもの等公共性の高いものはこの限りではない。</p> <hr/> <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●乱立防止の視点から、必要最小限の個数とするほか、同種のもの及び同位置に設置するものは統合すること。 ●多言語表記とすること。 ●公園利用に係る標識類のデザインは、「自然公園等施設技術指針」（平成31年3月環境省自然環境局自然環境整備課）における第3部第7章公共標識（サイン類）に準ずること。
<p>植物の採取等・動物の捕獲等</p>	<p><審査基準></p> <p>ア．申請者が個人の場合、一定の研究実績のある研究者についてのみ、学術研究による必要性を認める。研究実績については、学識経験者による推薦書等で確認を行うこと。また、組織に所属する者からの申請の場合、組織の長（大学においては学部長等）からの申請とすること。</p>

	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●学術研究を目的とした採取、又は捕獲等する量は、当該動植物の保護を図るため、生育状況に応じて必要最小限とすること。また、採取・捕獲等したものについては、標本保管、展示等の有効利用を検討すること。 ●行為を行う際には、あらかじめ担当事務所又は大島支庁に連絡をするとともに、行為が許可されていることを明示した腕章等の着用、許可書の携行、罨等への行為者名等の明示、公園利用者の多い時期及び場所を避ける等、自然環境保全上及び利用マナー上の配慮をすること。 ●学術研究を目的とした採取、又は捕獲等の許可を得て実施した調査研究において、学術論文等を発表した場合は、担当事務所に提出すること。
水面の埋立	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●海域公園地区では、サンゴ礁等、海域景観や資源の重要性が高いことから、自然環境への影響が可能な限り少なくなるようにすること。 ●海域公園地区で埋立を行う場合には、埋立面積を最小限に抑え、また行為地にサンゴ群体がある場合には、行為地の付近に移植を行うこと。移植したサンゴや周辺環境の変化の状況を把握するため、必要に応じて事後のモニタリングを行い、その結果は担当事務所を経由して自然環境事務所に報告すること。
海底の形状を変更すること	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●海域公園地区において、やむを得ず海底の形状を変更する場合は、採取する面積・量を最小限に抑えるとともに、行為中にサンゴ礁生態系に影響が及ばないよう汚濁防止膜の設置等の対策を講じること。また、行為地にサンゴ群体がある場合には、行為地の付近に移植を行うものとし、移植したサンゴや周辺環境の変化の状況を把握するため、必要に応じて事後のモニタリングを行い、その結果は担当事務所を経由して自然環境事務所に報告すること。 ●サンゴ群体以外の希少な動植物がある場合にも、その生育・生息環境に配慮すること。
物の係留	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●海域公園地区内にやむを得ず係留する場合には、海域景観に影響がないように、必要最小限の規模・期間とすること。
汚水又は廃水を排水設備を設けて排出す	<p><審査基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ●海域公園地区内に排出しないこと。やむを得ず海域公園地区に排出する場合には、廃水等に高度処理を施し、可能な限りサンゴ礁生態系及

ること	び水質への影響がないようにすること。
海域公園地区における工作物の新築・改築・増築	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●防波堤等の工作物を設置する場合、行為地にサンゴ群体がある場合は、行為地の付近もしくは施工後に設置した防波堤ブロック等に移植すること。また、ブロック等の表面を凸凹または粗面仕上げにする等サンゴの活着がしやすい工夫を施し、移植したサンゴやブロック等へのサンゴの活着状況を把握するため、必要に応じて事後のモニタリングを行うとともに、その結果は担当事務所を経由して自然環境事務所に報告すること。 ●サンゴ群体以外の希少な動植物がある場合にも、その生育・生息環境に配慮すること。
海域公園地区における鉱物の掘採・土石の採取	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●海域公園地区でやむを得ず土石を採取する場合は、採取する面積・量を最小限に抑えるとともに、行為中にサンゴ礁生態系に影響が及ばないように汚濁防止膜の設置等の対策を講じること。また、行為地にサンゴ群体がある場合には、行為地の付近に移植を行い、移植したサンゴや周辺環境の変化の状況を把握するため、必要に応じて事後のモニタリングを行うとともに、その結果は担当事務所を経由して自然環境事務所に報告すること。 ●サンゴ群体以外の希少な動植物がある場合にも、その生育・生息環境に配慮すること。 ●学術研究を目的とした土石の採取等の量は、当該地区の保護を図るため、必要最小限とすること。 ●行為を行う際には、あらかじめ担当事務所または大島支庁に連絡をするとともに、行為が許可されていることを明示した腕章等の着用、許可書の携行、付帯して設置される工作物等への行為者名等の明示、公園利用者の多い時期及び場所を避ける等、自然環境保全上及び利用マナー上の配慮をすること。 ●学術研究を目的とした採取等の許可を得て実施した調査研究において、学術論文等を発表した場合は、担当事務所に提出すること。

(イ) 普通地域

普通地域内の行為に係る措置命令等の処分は、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401006 号）第 25 の規定に基づき、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」（平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号）によるほか、II.（2）（ア）及び（イ）に掲げる主要展望地

からの展望・眺望を著しく妨げる場合や主な景観の保全上著しい支障が生じる場合など、風景を保護するために必要があると認める場合に行う。

普通地域内の行為については、Ⅶ.（１）（ア）の取扱方針を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。特に海域公園地区から1kmの範囲で行われる普通地域（海域）の行為については、周囲のサンゴ礁生態系への影響が極力少なくなるよう、必要な場合は、汚濁防止膜の設置やサンゴ礁の移植などの措置命令を行うことも含めて、審査を行う。

（２）公園事業取扱方針

公園事業に関する取扱いは、事業決定の内容、「国立公園事業取扱要領」（令和元年9月30日環自国発第1909302号。以下「事業取扱要領」という。）及び第3章の方針によるほか、以下の取扱方針によるものとする。

公園事業の種類	地区	取扱方針
全事業共通	各地区共通	「Ⅶ.（１）許可、届出等取扱方針」の全行為共通の取扱方針と同様とする。
道路（車道）	各地区共通	<p><基本方針></p> <p>快適な公園利用及び交通の安全を確保するため、現道の改良、拡幅整備及び防災工事を進めるが、周囲の景観と調和するよう留意する。</p> <p><施設の基準></p> <p>（ア）線形・勾配</p> <p>曲線半径、道路の縦断勾配等は、可能な限り現地形に順応させることなどにより、自然環境へ与える影響を必要最小限とする。</p> <p>（イ）付帯工作物の外部意匠、色彩等</p> <p>「Ⅶ.（１）許可、届出等取扱方針」の道路の取扱方針と同様とする。</p> <p><管理方針></p> <p>・展望施設等の眺望地は、通景を確保するため、風致の維持に支障のない範囲において、適切な枝払い、抜き切り等の維持管理を行うこと。</p>
道路（歩道）	各地区共通	<p><基本方針></p> <p>利用者の安全に配慮しつつ、周囲の自然との一体感を持たせ、自然に親しめる施設として整備する。整備に当たっては、</p>

		<p>自然環境の保全に配慮した工法及び材料を用いること。また、事故防止や希少動植物の保護を目的とした標識類の整備を進める。</p> <p><施設の基準></p> <p>(ア) 標識類</p> <p>「Ⅶ. (1) 許可、届出等取扱方針」の広告物の取扱方針と同様とする。</p> <p><管理方針></p> <p>展望施設等の眺望地は、通景を確保するため、風致の維持に支障のない範囲において、適切な枝払い、抜き切り等の維持管理を行うこと。</p>
園地	各地区共通	<p><基本方針></p> <p>展望、休憩、情報提供等、地域の利用特性に応じた整備を図る。</p> <p><施設の基準></p> <p>(ア) 建築物の外部意匠、色彩等</p> <p>「Ⅶ. (1) 許可、届出等取扱方針」の建築物の取扱方針と同様とする。ただし、既存建築物の改築又は増築にあつてはこの限りではない。</p> <p>(イ) 施設配置</p> <p>利用面及び管理面を考慮して適正な配置とすること。</p> <p>(ウ) 標識類</p> <p>「Ⅶ. (1) 許可、届出等取扱方針」の広告物の取扱方針と同様とする。</p> <p><管理方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・展望施設等の眺望地は、通景を確保するため、風致の維持に支障のない範囲において、適切な枝払い、抜き切り等の維持管理を行うこと。 ・公園利用者が集まりやすい場所における危険木の処理に留意すること。 ・注意看板の設置等により、ハブ、ハチ、クラゲ等への注意喚起を行うこと。
宿舎	各地区共通	<p><基本方針></p> <p>マリンレジャーや自然探勝等の利用を推進するための宿泊地として整備し、施設及びサービスの充実を図る。</p> <p><施設の基準></p>

		<p>(ア) 規模 建築物の高さは、13メートル以下とすること。 ただし、その高さが既に13メートルを超える既存建築物を公園施設として事業認可する場合及びその改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さを超えないものであること。</p> <p>(イ) 建築物の外部意匠、色彩等 「Ⅶ. (1) 許可、届出等取扱方針」の建築物の取扱方針と同様とする。ただし、既存建築物を公園施設として事業認可する場合にあつてはこの限りではない。</p>
野営場	各地区共通	<p><基本方針> 公園の自然に親しめる滞在拠点として整備し、自然災害時等の有事においては待避所や救援活動拠点としても考慮の上、適切な維持管理を行う。</p> <p><施設の基準> (ア) 建築物の外部意匠、色彩等 「Ⅶ. (1) 許可、届出等取扱方針」の建築物の取扱方針と同様とする。ただし、既存建築物の改築又は増築にあつてはこの限りではない。</p> <p>(イ) 施設配置 無秩序なテント設営や焚火を防止するため、これらが可能な場所が区分された施設配置とする。</p> <p>(ウ) 標識類 「Ⅶ. (1) 許可、届出等取扱方針」の広告物の取扱方針と同様とする。</p> <p><管理方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ、炊事棟等からの汚水については、海域への影響を軽減するため、汚水処理施設を設けるなど排水の処理には十分配慮する。 ・海に面した野営場は、津波や高潮の際の避難誘導標識を設置するなど、安全面に配慮すること。 ・公園利用者が集まりやすい場所における危険木の処理に留意すること。 ・注意看板の設置等により、ハブ、ハチ、クラゲ等の危険生物への注意喚起を行うこと。

VIII. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項

(1) 国立公園に関係する協議会等

奄美群島国立公園の保全管理や適正な利用の推進に関係する団体等として、以下の協議会等が存在しています。これらの協議会等との連携を図り、国立公園の管理運営を充実させます。

●国立公園関係

奄美自然体験活動推進協議会

奄美大島自然保護協議会

奄美群島エコツアーリズム推進協議会

奄美大島エコツアーリズム推進協議会

奄美大島利用適正化連絡会議

徳之島地区自然保護協議会

徳之島エコツアーリズム推進協議会

徳之島利用適正化連絡会議

●野生生物関係

奄美群島希少野生生物保護対策協議会

奄美希少野生生物保護増殖検討会

鹿児島県ウミガメ保護対策連絡協議会（奄美群島）

奄美群島サンゴ礁保全対策協議会

●その他

奄美群島文化財保護対策連絡協議会

奄美大島ねこ対策協議会

徳之島3町ネコ対策協議会

(2) 世界自然遺産の管理との連携体制

奄美大島及び徳之島では、世界自然遺産登録へ向け科学委員会及び地域連絡会議が設置され、包括的管理計画及び地域別行動計画のもと、世界遺産地域の適正な管理に向けた取組が進められています。

世界遺産地域に関係する取組と奄美大島・徳之島管理運営計画区のうち陸域等における取組については、世界遺産推薦地等の適正な保護措置、希少種保全・外来種対策、適正な利用の推進、地域社会の参加・協働による保全管理などにおいて、ほぼ重複しています。これらの取組は、地域別行動計画に取組主体及び取組内容が整理され、毎年、

関係機関・関係団体が参画する地域部会において進捗管理がなされるとともに、科学委員会等からの助言も受け、順応的管理がなされています。また、行動計画には、上記(1)の各協議会における取組も含まれており、連携体制が構築されています。

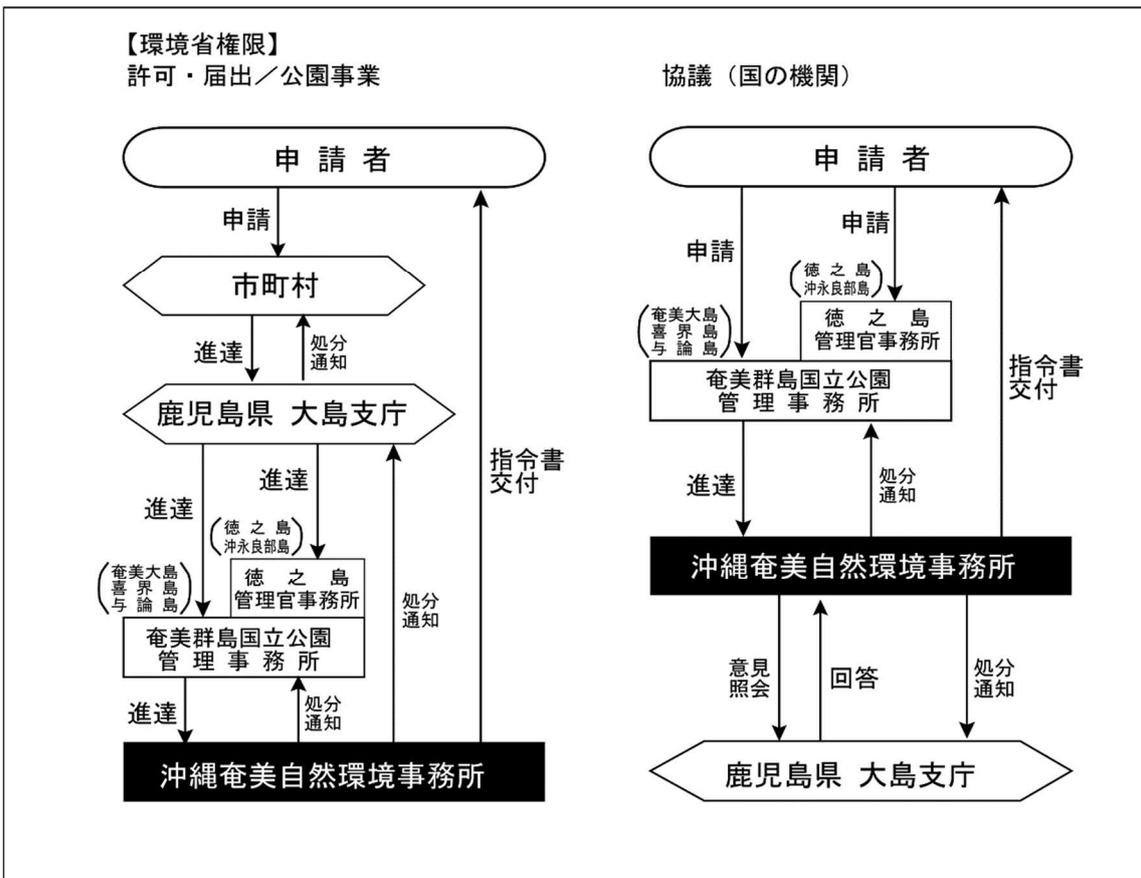
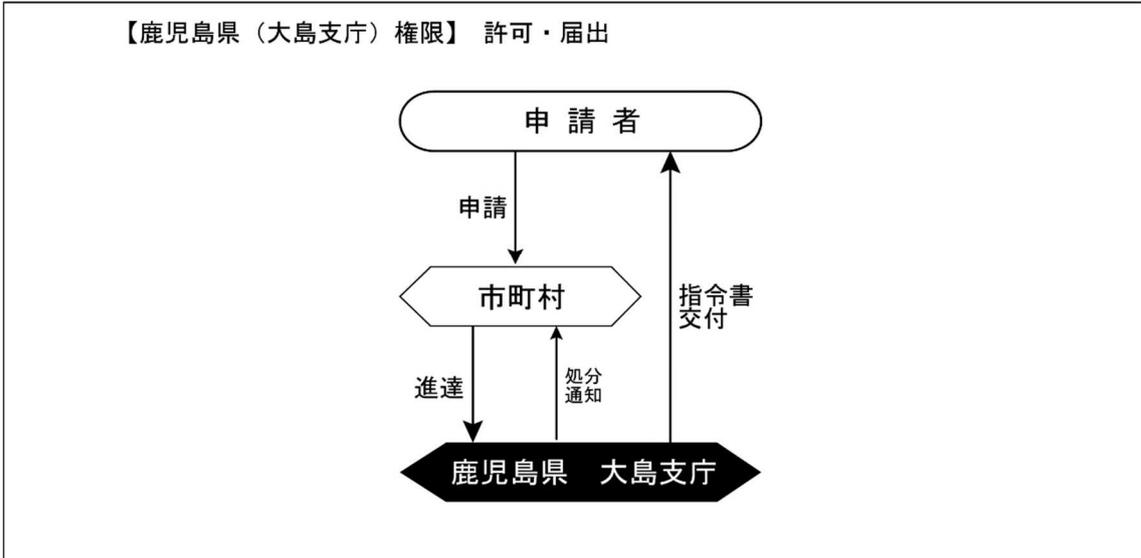
(3) 国立公園関係者の連携体制

今後、本管理運営計画のビジョン・管理方針・各種取組に関しては、世界自然遺産の奄美大島地域部会及び徳之島地域部会を中心とし情報共有・課題検討・連絡調整等を行い、これらを通して、国立公園の適正な保全管理の状況確認・取組の実施を進めていきます。

また、国立公園をテーマに、地域住民や関係機関・関係団体との意見交換の場を継続的に開催し、連携体制を強化するとともに、各種事業を通じて、関係団体・民間団体・企業・関係機関と協働で活動に取り組む体制づくりを進めていきます。

IX. その他及び参考事項

奄美群島国立公園の手続きの流れ



保護管理が必要な動植物種リスト

令和2年3月現在

種の保存法

分類	種名(和名)	科名	分類	種名(和名)	科名
哺乳類	オリイコキクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ科	昆虫類	フチトリゲンゴロウ	ゲンゴロウ科
哺乳類	リュウキュウユビナガコウモリ	ヒナコウモリ科	昆虫類	リュウキュウヒメミズスマシ	ミズスマシ科
哺乳類	リュウキュウテングコウモリ	ヒナコウモリ科	昆虫類	ウケジマルバネクワガタ	クワガタムシ科
哺乳類	ヤンバルホオヒゲコウモリ	ヒナコウモリ科	昆虫類	ハネナガチョウトンボ	トンボ科
哺乳類	アマミノクロウサギ	ウサギ科	陸産貝類	トクノシマビロウドマイマイ	ナンパマイマイ科
哺乳類	ケナガネズミ	ネズミ科	陸産貝類	トクネニヤダマシギセル	ナンパマイマイ科
哺乳類	アマミトゲネズミ	ネズミ科	植物	トクノシマテンナンショウ	サトイモ科
哺乳類	トクノシマトゲネズミ	ネズミ科	植物	ウスイロホウビシダ	チャセンシダ科
鳥類	アマミヤマシギ	シギ科	植物	アマミデンダ	オシダ科
鳥類	クロツラヘラサギ	トキ科	植物	ヤドリコケモモ	ツツジ科
鳥類	アカヒゲ	ヒタキ科	植物	ヒメタツナミソウ	シソ科
鳥類	オオトラツグミ	ヒタキ科	植物	コゴメキノエラン	ラン科
鳥類	オーstonオオアカゲラ	キツツキ科	植物	ヒメシラヒゲラン	ラン科
爬虫類	オビトカゲモドキ	トカゲモドキ科	植物	オオバシシラン	イノモトソウ科
両生類	オットンガエル	アカガエル科	植物	タイワンアmaksシダ	イノモトソウ科
両生類	アマミイシカワガエル	アカガエル科	植物	アマミチャルメルソウ	ユキノシタ科
両生類	イボイモリ	イモリ科	植物	コモチナナバケシダ	ナナバケシダ科

自然公園法

■指定動物

分類	種名(和名)	科名
昆虫類	マルダイコクコガネ 名義タイプ亜種	コガネムシ科
昆虫類	マルダイコクコガネ 徳之島亜種	コガネムシ科
昆虫類	アマミマルバネクワガタ	クワガタムシ科

下記の生きものは、天然記念物に指定されており、捕獲、採取、殺傷
又は損傷が禁止されています。

文化財保護法(国・県指定天然記念物)

■国指定天然記念物

分類	種名(和名)	科名
哺乳類	アマミノクロウサギ	ウサギ科
哺乳類	ケナガネズミ	ネズミ科
哺乳類	トゲネズミ(アマミトクノシマ・オキナワ)	ネズミ科
鳥類	オーストンオオアカゲラ	キツツキ科
鳥類	アカヒゲ	ヒタキ科
鳥類	オオトラツグミ	ヒタキ科
鳥類	ルリカケス	カラス科
鳥類	カラスバト	ハト科
甲殻類	オカヤドカリ	オカヤドカリ科

■県指定天然記念物

分類	種名(和名)	科名
爬虫類	オビトカゲモドキ	トカゲモドキ科
両生類	イボイモリ	イモリ科
両生類	アマミシカワガエル	アカガエル科
両生類	アマミハナサキガエル	アカガエル科
両生類	オットンガエル	アカガエル科

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例

■動物

分類	種名(和名)	科名
爬虫類	オキナワトカゲ	トカゲ科
爬虫類	バーバートカゲ	トカゲ科
魚類	リュウキュウアユ	アユ科
魚類	タナゴモドキ	カワアナゴ科
魚類	タメトモハゼ	カワアナゴ科
魚類	キバラヨシノボリ	ハゼ科
貝類	ヤエヤマヒルギシジミ	シジミ科
貝類	シマカノコ	アマオブネガイ科
貝類	ムラクモカノコガイ	アマオブネガイ科
甲殻類	サキシマヌマエビ	ヌマエビ科

■植物

分類	種名(和名)	科名
植物	ミヤビカンアオイ	ウマノスズクサ科
植物	ハツシマカンアオイ	ウマノスズクサ科

分類	種名(和名)	科名
植物	アマミアセビ	ツツジ科
植物	アマミセイシカ	ツツジ科
植物	テンノウメ	ウメ科
植物	ウケユリ	ユリ科
植物	クスクスラン	ラン科
植物	シコウラン	ラン科
植物	アマミエビネ	ラン科
植物	レンギョウエビネ	ラン科
植物	オナガエビネ	ラン科
植物	カンラン	ラン科
植物	フウラン	ラン科
植物	カクチョウラン	ラン科
植物	ナゴラン	ラン科

奄美大島5市町村の希少野生動植物の保護に関する条例

分類	種名(和名)	科名
両生類	アマミハナサキガエル	アカガエル科
魚類	ヨロイボウズハゼ	ハゼ科
魚類	ルリボウズハゼ	ハゼ科
昆虫類	アマキンモンフタオタムシ	タムシ科
昆虫類	ヒメフチトリゲンゴロウ	ゲンゴロウ科
昆虫類	フェリエベニボシカミキリ	カミキリムシ科
昆虫類	ヨツオビハレギカミキリ	カミキリムシ科
昆虫類	アマミマルバネクワガタ	クワガタムシ科
昆虫類	アマミシカクワガタ	クワガタムシ科
昆虫類	アマミミヤクワガタ	クワガタムシ科
昆虫類	マルダイコクコガネ	コガネムシ科
昆虫類	ハネナガチョウトンボ	トンボ科
昆虫類	アマミナガゴミムシ	オサムシ科
貝類	ネニヤダマシギセル	キセルガイ科
貝類	ミドリシャミセンガイ	シャミセンガイ科
甲殻類	オカヤドカリ	オカヤドカリ科
甲殻類	ムラサキオカヤドカリ	オカヤドカリ科
甲殻類	ナキオカヤドカリ	オカヤドカリ科
甲殻類	リュウキュウシオマネキ	スナガニ科
甲殻類	ヤエヤマシオマネキ	スナガニ科
甲殻類	ルリマダラシオマネキ	スナガニ科
植物	サガリラン	ラン科
植物	ケイタオフウラン(アマミカヤラン)	ラン科
植物	キバナノセッコク	ラン科
植物	ヒメシラヒゲラン	ラン科
植物	ダイサギソウ	ラン科
植物	タイワンショウキラン	ラン科
植物	ヤクシマネツタイラン	ラン科

分類	種名(和名)	科名
植物	ナギラン	ラン科
植物	チケイラン	ラン科
植物	ヒメトケンラン	ラン科
植物	トリガミネカンアオイ	ウマノスズクサ科
植物	グスクカンアオイ	ウマノスズクサ科
植物	カケロマカンアオイ	ウマノスズクサ科
植物	フジノカンアオイ	ウマノスズクサ科
植物	オオバカンアオイ	ウマノスズクサ科
植物	ナゼカンアオイ	ウマノスズクサ科
植物	アサトカンアオイ	ウマノスズクサ科
植物	リュウキュウヒモラン	ヒカゲノカズラ科
植物	ヨウラクヒバ	ヒカゲノカズラ科
植物	リュウキュウスズカケ	ゴマノハグサ科
植物	ハマトラノオ	ゴマノハグサ科
植物	アマミアオネカズラ	ウラボシ科
植物	アマミイワウチワ	イワウメ科
植物	アマミテンナンショウ	サトイモ科
植物	ハマジンチョウ	ハマジンチョウ科
植物	モダマ	マメ科
植物	アマミクサアジサイ	ユキノシタ科
植物	アマミスミレ	スミレ科
植物	コショウジョウバカマ	ユリ科
植物	アマミアワゴケ	アカネ科
植物	ヒメミヤマコナスビ	サクラソウ科
植物	アマミカタバミ	カタバミ科
植物	アツイタ	ツルギジノオ科
植物	アマミナツトウダイ	トウダイグサ科
植物	アマミマツバボタン	スベリヒユ科

徳之島 3 町の希少野生動植物の保護に関する条例

分類	種名(和名)	科名	分類	種名(和名)	科名
昆虫類	ヒメフチトリゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	植物	オオバカンアオイ	ウマノスズクサ科
昆虫類	アマミマルバネクワガタ	クワガタムシ科	植物	タニムラカンアオイ	ウマノスズクサ科
昆虫類	アマミシカクワガタ	クワガタムシ科	植物	リュウキュウヒモラン	ヒカゲノカズラ科
昆虫類	ヤマトサビクワガタ	クワガタムシ科	植物	ハマトラノオ	ゴマノハグサ科
昆虫類	マルダイコクコガネ	コガネムシ科	植物	アマミアオネカズラ	ウラボシ科
植物	ダイサギソウ	ラン科	植物	アマミテンナンショウ	サトイモ科
植物	タイワンショウキラン	ラン科	植物	オオアマミテンナンショウ	サトイモ科
植物	ヤクシマネツタイラン	ラン科	植物	トクノシマテンナンショウ	サトイモ科
植物	ナギラン	ラン科	植物	コショウジョウバカマ	ユリ科
植物	チケイラン	ラン科	植物	オオシロショウジョウバカマ	ユリ科
植物	ヒメトケンラン	ラン科	植物	アツイタ	ツルギジノオ科
植物	アコウネツタイラン	ラン科	植物	コモチナナバケシダ	ナナバケシダ科
植物	オオナギラン	ラン科	植物	タイワンアマクサシダ	イトモトソウ科
植物	トクノシマエビネ	ラン科	植物	ヒメスイカズラ	スイカズラ科
植物	ナンバンキンギンソウ	ラン科	植物	ハウザンツヅラフジ	ツヅラフジ科
植物	トクノシマカンアオイ	ウマノスズクサ科			

(3) 奄美群島国立公園奄美大島地域及び徳之島地域管理運営計画策定検討会

参加者名簿

[検討委員]

氏名	所属・役職	専門分野
星野一昭	鹿児島大学特任教授	自然環境保全・国立公園計画論
服部正策	東京大学医科学研究所特任研究員	自然環境(動植物)
高梨 修	奄美市立奄美博物館館長	環境文化論

(敬称略)

[島内関係者]

団体名	役職	氏名
(特非) 奄美野鳥の会	会長	鳥飼久裕
奄美哺乳類研究会	会長	阿部優子
奄美大島エコツアーガイド連絡協議会	会長	喜島浩介
奄美大島観光協会	会長	越間得晴
(特非) 徳之島虹の会	理事長	政 武文
(一社) 徳之島観光連盟	会長	重田勝也

(敬称略)

[関係行政機関]

分類	団体名	担当部署
国	九州森林管理局 鹿児島森林管理署	名瀬森林事務所
		徳之島森林事務所
県	鹿児島県環境林務部 自然保護課	奄美世界自然遺産登録推進室
	鹿児島県大島支庁	総務企画課
市町村等	奄美市	プロジェクト推進課 世界自然遺産推進室
	大和村	企画観光課
	宇検村	総務企画課
	瀬戸内町	商工観光課
	龍郷町	生活環境課
	徳之島町	企画課
	天城町	企画課
	伊仙町	きゅらまち観光課
	奄美群島広域事務組合	奄美振興課 世界自然遺産推進係

[事務局] 九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所